

第389回南国市議会定例会会議録

第3日 平成28年3月9日 水曜日

出席議員

1番 神崎隆代君	2番 植田豊君
3番 浜田憲雄君	4番 山中良成君
5番 岩松永治君	6番 西川潔君
7番 土居恒夫君	8番 高木正平君
9番 有沢芳郎君	10番 中山研心君
11番 前田学浩君	12番 村田敦子君
13番 岡崎純男君	14番 小笠原治幸君
15番 野村新作君	16番 浜田和子君
17番 浜田勉君	18番 土居篤男君
19番 福田佐和子君	20番 西岡照夫君
21番 今西忠良君	

＊

欠席議員

なし

＊

出席要求による出席者

市長 橋詰壽人君	副市長 平山耕三君
副市長 吉川宏幸君	参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 田渕博之君
財政課長 渡部靖君	参事兼企画課長 西山明彦君
情報政策課長 崎山雅子君	危機管理課長 中島章君
税務課長 川村英嗣君	市民課長 島本佳枝君
長寿支援課長 原康司君	保健福祉センター長 岩原富美君
環境課長 島崎哲君	農林水産課長 村田功君
商工観光課長 今久保康夫君	建設課長 松下和仁君
地籍調査課長 古田修章君	都市整備課長 若枝実君
上下水道局長 西川博由君	会計管理者兼参事兼会計課長 橋田裕子君

福祉事務所長	中村俊一君	教育長	大野吉彦君
教育次長兼 学校教育課長	竹内信人君	生涯学習課長	谷合成章君
幼保支援課長	田内理香君	監査委員 長	細川千秋君
農業委員 会長	土橋愛君	消防長	小松和英君

＊

議会事務局職員出席者

事務局長	秋田節夫君	次長	公文知子君
書記	岡崎辰彦君		

＊

議事日程

平成28年3月9日 水曜日 午前10時開議

第1 一般質問

＊

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

＊

午前9時58分 開議

○議長（西岡照夫君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

＊

一般質問

○議長（西岡照夫君） 日程により一般質問を行います。

順次質問を許します。10番中山研心君。

〔10番 中山研心君登壇〕

○10番（中山研心君） おはようございます。

民主党の中山研心でございます。

最初に、この1月15日から就任をされました副市長の吉川宏幸さんに心からお祝いを申し上げますとともに、昨日御欠席でございましたので、後ほど所信を述べていただきますようによろしく願いをいたします。

それでは、通告に従いまして質問をいたします。

御案内のように、この間、OECDやIMFあるいは世界銀行がとても興味深い論文を次々に発表をしています。それは、格差を是正すれば経済が成長するという分析であります。先日、ネット上では、「保育園落ちた、日本死ね」というコメントがツイッターで爆発的に拡散をされ話題になっておりましたけれども、この分析は、就学前教育が重要だという分析であります。つまり、格差が小さくなると、子供が教育を受けられるようになる。そうすると、才能ある女性が仕事に行けるようになる。もう一つは、子供たちの学力が上がることによって、労働者の質が高まっていく。この2つの経路によって、経済が成長していくという分析が山のように出されています。ここにいる皆さん方は、困った人がいれば助けたいと思う人たちでしょうか。公僕として働きたいと思った執行部の皆さんも、ふるさとをよくしたいと議員になった皆さんも、恐らくは困った人がいれば手を差し伸べたい、弱者に光を当てていくことこそが政治の役割であり行政の役割である、そう思っている方々ではないでしょうか。ところが、弱者救済として貧しい人々のみに給付を行うと、結果として格差を拡大してしまうとしたらどうでしょうか。同様に、限られた予算の中で、対象を絞って、選別をして施策を行うと、結果として財政悪化を招いてしまうとしたらどうでしょうか。

先日、慶應義塾大学経済学部の教授で、昨年その著書で大佛次郎論壇賞を受賞された井手英策先生の話をお伺いする機会がありました。井手先生のお話は、財政の危機は社会の危機の結果であるというものであります。詳しい経済学の話ははしりませんが、日本人の6割は平均所得以下、専業主婦が減り、共働き世帯がずっとふえてきたにもかかわらず、1995年以降、世帯所得は17%も減り、1人だけが働く世帯と成人全員が働く世帯、ともに貧困率は12.9と12.1であります。OECDの平均の8.1、5.2をはるかに上回っています。子供、若者、成人、高齢者、どの階層を見てもOECD平均を大きく上回る貧困率であります。つまり、年収が減っただけではなく、1人で働いていても、共働きであっても、若くても、年をとっても、どこにいても貧しくなる可能性がある日本に住んでいるということになります。格差を小さくする方法には2つあります。貧しい人に給付する。もう一つは、お金持ちに課税する。これもOECDの調査によると、給付による所得格差是正効果は下から3番目、税による所得格差是正効果は最下位となっています。みんなが貧しくなる中で、貧しい人に関心を持たない財政をつくり出してしまった、それが今の日本の姿ではないかというふうに思います。

弱者に関心を持たない社会とは、生活保護を出すと働きもせず酒ばかり飲んでギャンブルをする、ろくなもんじゃない、あんなもの切り下げてしまえ。医療費を安くすると、病気でもないのに通院してロビーでくっちゃべってろくなもんじゃない、ちゃんと取れ。あるいは貧しさ

から抜け出せないのは努力しないからだ、ちゃんと働かせろ。公務員は定時で帰るくせに高い給料をもらいやがって、皆さんも必ずお聞きになったことがあるそういった言葉だろうと思います。もともとが日本は最小限の自己責任社会、小さな政府であります。それが、歳出削減圧力の中で、さらに自己責任と勤労を求められることになって、働いても豊かになれない、非正規化、社会全体のブラック化によってつらくて仕方がない、働かないやつが憎くてしょうがない、非正規のカップルが生活保護世帯をぼろくそに言う、低所得者がさらに低所得者を攻撃をしていく、そんなせつない状況にあるのではないかというふうに思います。働かざる者食うべからず、この言葉を皆さんどんな局面で使うでしょう。ここで言う働かざる者とは、配当や利子で生活をしている貴族のことを指しています。本来の働かざる者は、貴族のことでありながら、自己責任が求められる社会の中で、いつの間にか働けない者、本来であれば不遇である人たち、同情されるべき人々に対する攻撃の言葉として使われるようになってきたのではないのでしょうか。

ここにロールオブガバメント2006年の公務員の信頼度調査というのがあります。国家公務員の大部分は最善を尽くしているか。御安心いただきたいと思います、国家公務員でございます。22カ国中、日本は最下位。公務員や官僚は市民に公平か。全く公平でない、ほとんど公平でない、と答えた人は5割を超えて断トツのトップであります。政治家に対しても同じ傾向にあります。

先月、小西先生の研修会でも、小泉構造改革について一定の客観的な検証ができる時間が過ぎて、至極真つ当な尺度で再評価をして、小泉構造改革にだめ出しをしていたのが印象的でした。どこかに無駄のレッテルを張り、袋だたきにして、剥ぎ取った分を再配分する、民主党政権下の事業仕分けを思い出していただきたいと思います。一方で、子ども手当や高校の無償化など、格差是正効果の高い施策を提案しながら、もう一方で、もともと大きくない政府をさらに小さくしようとする袋だたきの政治、犯人捜しの政治、自分でない誰かが得をしている、そこを袋だたきにして浮いた分を再配分する、小泉構造改革の延長でしかなかった、そこに最も大きな問題があるのではないかと思います。全体のパイがふえない中で、誰かを袋だたきにすることが自分の利益になるから、その繰り返しの途中でずたずたに分断されてしまったのが今の日本の姿ではないか、そんなふうに思います。日本人は、他人も政府も信じていない。政府や役人、政治家を信じていないのに、税金を払いたいわげがない。まず無駄をなくせ、そう言うだろうと思います。貧しい人たちのために税金を払おうと思うか。人を信じてないのに無理だというふうに思います。格差を是正しようと思っていない、そう言ってもいいと思います。こ

こまでは貧しい人がふえて、社会の寛容さがなくなっている、そういう話をさせていただきました。

ここにワールドバリューサーベイという調査で、国民の意識調査を行ったものがありますけれども。平等について、所得はもっと公平に配分されるべきだ、58カ国中39位。自由について、あなたはどれだけ自由を感じるか、58カ国中52位。自由も平等も失った国の国民は、愛国心ぐらいはあるのではないか。自国の戦争のために喜んで戦うか、58カ国中58位。自国にどれぐらいの人権への敬意があるか、58カ国中34位になります。自由、平等、愛国心、人権、かつて私たちの先輩方は、それらのために命をかけて血を流してきました。人を信じていない、人の不幸に関心がない、命をかけて勝ち取ってきた価値観を大事にしない、壊れた社会の危機の延長に財政の危機がある、そんな気がいたします。

貧しい人を救済する救済主義は、格差を拡大する可能性があることが指摘されています。貧しい人にだけ給付を行っている国の貧困率は高く、均一な給付を行っている国ほど貧困率は低いという結果が出てきてます。貧しい人を受益者にすると、中間層や富裕層が負担者になります。自分の負担を軽くするために、格差是正を嫌がるようになります。また、貧しい人々を批判し始めます。再配分への支持が下がり、租税抵抗が生まれる、これが財政悪化のメカニズムであります。受益感のない増税、この間の消費税の10%への引き上げについて、この5%のうち1%が社会保障の充実に使われる、たった1%しか使われないことをこの中のどれぐらいの人が知っているのでしょうか。また、恐らくはそれが1%しか使われなくなった理由について説明ができる人は誰ひとりいないと思います。あとの4%は、借金払いと一部は基礎年金の国庫繰入分に充当されます。基礎年金の繰り入れについては、従来国庫からの繰り入れられていたものを財源変更でありますから、実質社会保障に使われるのは1%のみ、初年度はわずか5,000億円、この数字は、どこかで聞いたことがあるんじゃないかというふうに思います。仮に5%のうち2.5%が社会保障の充実に回るとすれば、国立も私立も大学はただ、幼稚園も保育園もただ、介護の1割負担もなくなる、全国の自治体病院全部が黒字化をいたします。それでも数千億円のおつりが来ます。それが5%増税の半分を使うという意味です。かなりインパクトのある数字であります。先ほど受益感がないから租税抵抗が強まるというお話をしました。これなら税金払おうという気になりませんか。私は、これが実現するなら、税上がっても構んな、そんなふうに思いました。貧しい人にだけ給付するから給付対象を広げてみんなに配る社会にすると、税収がふえる可能性が指摘をされております。必要なニーズを満たすために所得で線引きしない、現在の南国市のさまざまな施策の中で、所得で線引きされたものがどれだけ

あるか、お答えください。

ジョナサン・ウルフ、英国の哲学者が、恥ずべき暴露という言葉を行いました。恥ずべき暴露を条件として行われる給付は、人間の尊厳を侵していないかということについてお伺いいたします。

さまざまな生活保護を含めて、低所得者層への給付については、いかに自分が貧しく、いかに自分に能力がなく、いかに自分には頼れる人もなくて、いかに自分が困っているかということ証明して初めて給付がされるものがあります。生活保護は、権利ではありますがけれども、同時に生活保護を受けようとする人が恥ずかしいという思い、屈辱的な思いをする人がいるという現実を目を向けなければいけないだろうというふうに思います。私たちは、生活保護でも失業給付でも年金でもなく、ベーシックインカムという考え方を本気で検討してもいい時期にいるのではないかと思います。弱者救済の社会から弱者を生まない社会へ。財政が厳しいからできないのではなく、受益感がないから税収が上がらない。今は自分ではない誰かが得をしているから、誰かをたたいたほうが得になる。人を信じたほうが得をする社会へ、もらうではなく、社会の仕組みを再定義しリブートする必要があるのではないのでしょうか。

医療費助成の18歳までの拡大についてお伺いいたします。

中学生までの拡大によって、当初の財政負担の予想を下回る2,300万円、10月から10月までだそうです。この程度であれば、疾病リスクの低い18歳まで拡大が可能ではないかと思いますが、御所見をお伺いいたします。

次に、弱者救済の施策から誰もが受益者になるという財政戦略という文脈の延長で、就学援助制度について教育長にお伺いをいたします。

先日、学校教育課にお伺いしたところ、南国市における就学援助は、小学校450人、率にして18%、中学校が245人で21%、額では小学校2,700万円、中学校1,300万円とのことでした。支給内容は、学用品費、給食費、修学旅行費などです。憲法26条で、義務教育無償と言いつつ、子育てにはさまざまな経費がかかるのが実態です。かつて高知県の被差別部落から問題提起された教科書無償の運動は、瞬く間に全国に広がりました。我々の先輩が偉かったのは、決して部落の子供たちだけに教科書を配れとは言わなかった点にあります。決して貧しい人たちだけに教科書を配れ、無償にせよとは言わなかった点にあります。ひょっとしたら、この中には教科書無償の運動がこの高知県から発祥であるということを知らない方がおいでるかもしれませんので、若干補足説明をしたいと思います。高知市の長浜の母子家庭、一家の家計を支えるのは、失業対策事業で働いていた母親だけ、1日の日当が300円、そういう

家庭が、憲法26条で教育は無償を保障されているのではないか、その訴えが瞬く間に全国へと広がり、大きな運動になっていきました。高知市の教育委員会との交渉の中では、一旦教育長が、教科書を配る、無償にするという約束をしたものの、教育委員会で否決をされて、教育委員が全員辞職をするという紆余曲折を経て、1963年12月に義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律を成立させました。以来、教科書については無償となりましたが、現に就学援助を必要とする児童がいる現実そのものが、義務教育が完全には無償ではないことの証左ではないかと考えますが、教育長の御所見をお聞かせください。

以前に、議会でどなたの質問だったかは忘れましたが、南国市の給食費の滞納の実態について質問された際、教育長は滞納はない、100%徴収されておる、とお答えになったように記憶しております。現場の先生からお話をお伺いする機会のあった私は、うそをつけと思ったことではありますが。仮に生活保護基準の1.3倍以下の低所得者だけでなく、憲法26条を具現化する全ての子供に対する就学援助とするならば、現物給付にすればいいだけのことになり、料金徴収の必要もなくなります。そうすれば、年度末に担任が学級費でやりくりをしたり、自腹を切ったりするような必要もなくなると思うのですが、いかがでしょうか。

次に、定住促進策についてお伺いをいたします。

平成23年12月議会で、税金免除による大胆な人口呼び込み策、新ごめんプロジェクトについて提案させていただきました。中身は、かつてお城下の連年洪水被害から、人口誘導策として、土佐藩の野中兼山が大規模な土地開発を行って商業地域をつくり、入植者に租税を免除したことから後免町が誕生したことを例示しながら、南国市の津波被害予想想定地域外に家屋を新築する人や事業所に対して、土地の固定資産税10年間免除してはどうかというものでありました。税収全体で見ても、土地の固定資産税の減収分は、家屋の課税分と個人住民税の増額によってプラスになることは間違いありませんし、人口増による町の活性化を考えた場合、全く損のない政策であることを示しながら提案をさせていただきましたが、市長からは、課税の公平性の観点からできないと一蹴されてしまいました。

それならば、税額相当分を定住奨励金という形で給付すれば、課税の公平性は担保されるでしょうというのが今回の提案であります。政策の公平性という意味からも、製造業企業誘致の際には、3年間ではありますけれども、土地だけでなく、新築建物、償却資産も含めて税額相当分を補助金として給付し、実質的に固定資産税を免除しています。転入支援として、住宅購入、建設を行う市外転入者に対して、市及び建築事業者がそれぞれ最大で50万円、合わせて100万円の優遇措置をとっている北九州市や、新築または中古の家、家屋、土地を購入して登

記した物件について100万円の補助金を交付している伊豆市。さらに伊豆市では、小学校就学するまでの者に対して、1人10万円の補助金を交付しています。そのほかにも、さまざまな自治体が知恵を絞って、ありとあらゆる定住人口をふやすための政策誘導を行っています。それらと比べても、決して過大な誘導策ではないと考えますが、市長の御所見をお伺いいたします。

次に、粗大ごみの受け入れ施行についてお伺いいたします。

平成26年6月及び12月議会で粗大ごみ収集について質問をさせていただき、昨年粗大ごみ収集の受け入れが施行されるようになりました。市民の皆さんからは、これまで業者に高額料金を払って処分する以外に方法がなかった引っ越しごみ等の粗大ごみが、持ち込み方式ではありますけれども、受け入れが可能となったことで大変便利になったというお声をたくさん頂戴しております。一方で、市民からは、持ち込み方式だけではなく、年に数回でいいから収集してほしいというお声もいただきます。施行の開始から数カ月が経過し、この間の取り組みから見えてきた成果と課題についてお伺いをいたします。

また、現在、処理手数料の設定は重量制で1本でありますけれども、持ち込まれる粗大ごみの種類によっては、個人のごみなのか、事業用のごみなのか判別しがたいケースもあるようにお聞きしています。事業用の廃棄物については、一義的には排出事業者はその処分の責任があることは言うまでもありませんけれども、産廃ではなく一般廃棄物の処理のニーズが事業者に一定あることも事実であります。

そこで、手数料に一般処理手数料と事業用手数料の2つを設定してはどうかと思いますが、御所見をお聞かせください。

次に、支所での税務証明の発行についてお伺いをいたします。

現在、市内3カ所の支所では、朝9時から午後3時半まで、戸籍、住民票などの市民課業務のみを行っております。住民要望の非常に多いのが、税務証明の発行業務であります。特に、岡豊、十市については大型の県営住宅があるため、毎年住宅契約更新時の所得証明書提出の際には、なぜ支所で税務証明が発行できないのか詰問されることもあります。将来的にはマイナンバーの情報共有により、市役所内はもちろん、県との間にも協定を結び、所得証明書の提出そのものを必要としないようにしていくのが理想的だとは思いますが、それが実現するまでの間、支所でも税務証明が発行できるようにすべきだと考えますが、御所見をお伺いいたします。現在の市民課業務については、基本的にファクスでの運用となっており、これに税務証明用の専用用紙に交換すればいいだけなので、導入の障壁は低いと思われそうですが、いかがでしょうか。

以上、第1問を終わらせていただきます。簡潔な回答をよろしくお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 答弁申し上げます。

移住・定住の促進は、本市の人口減少対策におきまして大変重要な課題でありまして、地方創生の南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略にも掲げており、大変重要な課題であると捉えております。

ところで、中山議員さんの言われるように、本市におきまして、企業誘致を促進し、雇用の拡大を図るため、また将来的な税収増を図るため、誘致企業に対しまして固定資産税相当額の企業奨励金の給付を制度化して企業誘致に取り組んでおります。本市の活性化と自主財源確保のために、法人に対してこうした施策を行っておりますので、法人と個人との均衡からすると、定住人口の増加を図る施策として、個人に対しても奨励金のような施策を講じてもよいのではないか、このように思います。

一方で、単純に助成金を交付するというような移住促進施策は、自治体間の過度の競争を招く可能性があるのではないかという、また危惧もあるわけでございます。また、個々の地方自治体に対しましては、人口減少対策として、移住を促進することは重要でございますが、これは人口減少の本質的な解決にはつながらないと思っております。やはり、いかに子供を産み、育てやすくする環境を整備して出生率の向上を目指すのがやはり根本的な対策ではないかと、このようにも考えます。したがって、中山議員さんからの御提案いただきました定住奨励金につきましては、市町村間における過度な競争をあおるようなことがないように、他の自治体の施策も研究いたしますとともに、本市における必要経費やその後の税収なども勘案した上で、慎重に判断してまいりたい、しばし時間をいただきたい、このように思います。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

〔財政課長 渡部 靖君登壇〕

○財政課長（渡部 靖君） 中山議員さんの質問の中にありました弱者救済と財政についての本市の状況につきましてお答えいたします。

弱者救済としての経費を含めて、社会保障経費につきましては、普通会計決算によると、扶助費につきまして平成12年度には23億円足らずでありました。年々増加し、平成26年度決算額は53億円と倍増しております。しかしながら、市税収入は、平成12年度の57億円から平成26年度は61億円とわずかな伸びにとどまっており、中山議員さんの質問にありました慶應大学の井

手教授のおっしゃる財政の危機は社会の危機の結果である、ということにつながるものではないかと推察されます。所得格差の拡大は、都市部と地方の関係にもあらわれており、地方におきましては所得の向上がおくれ、高齢化がより進むことによる財政への影響も大きなものとなっております。このためこうした格差問題の解消のための施策として、地方から国に発信していくことも必要であり、限られた予算ではございますが、弱者への救済のみならず、雇用、所得の向上につながるような施策等の市独自の実施も必要になってくると考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 福祉事務所長。

〔福祉事務所長 中村俊一君登壇〕

○福祉事務所長（中村俊一君） 福祉施策の給付のあり方についてのお尋ねがございました。

一定の所得要件を満たさないと恩恵が受けられないことは、そもそも福祉制度の法体系がそのような考え方にのっており、制度設計もそのようになされてきたことや国の財政状況に原因があるかと思えます。

所得で線引きされた施策についてでございます。住民税非課税世帯までしか受けられない制度といたしまして、助産施設の入所措置がございます。それと福祉医療、重度心身障害児者医療のうち、65歳以上で新たに障害となった方の医療費がこれに該当いたします。

続きまして、所得に応じて自己負担額に段階があるものとして、障害福祉サービスの自己負担額、障害者自立支援医療の自己負担額、心身障害者扶養共済の掛金などがこれに該当いたします。

続きまして、児童扶養手当でございますが、これは所得段階に応じて全額支給、一部支給、一部支給の中にも幾層か段階がございます。それと全額支給停止と区分されております。

次に、相当程度所得のある方のみが支給停止となるものに特別障害者手当、児童手当がございます。ただし、児童手当につきましては、現在のところ、特例給付として所得オーバーの方にも児童お一人につき5,000円が支給されております。

次に、所得税非課税世帯までしか受けられない制度としてひとり親医療がございます。この場合、児童のみ昨年所得制限なしに15歳まで拡大しました乳幼児等医療のほうで自己負担を見ていくということになります。

市でこれらの施策について所得制限を撤廃して単独で上乘せを行うということは、限りのある財政状況の中ではその全てを実現させるということはやはり困難であると言わざるを得ません。また、ベーシックインカムのお話もございましたし、かえって全員に給付すれば税収が上

がるとかいうお話もございましたが、経済といたしますか、所得の循環が一市町村のみで行われるものではないので、やはりこの問題は国全体で論議されるべきかと考えます。

次に、高校生までの医療費無料化の拡大につきまして、13歳から15歳、中学生相当年齢と16歳から18歳、高校生相当年齢を平成26年度の南国市国民健康保険のデータで比較いたしますと、件数は中学生に対して高校生のほうが少なく、費用総額は逆に高校生のほうが高くなっておりました。議員さんおっしゃられましたように、疾病リスクは確かに低かったのですが、1件当たりの医療費のほうが高校生のほうが上回っております、粗っぽい計算でございますが、高校生までに対象者を拡大した場合、3,400万円から3,500万円の新たな財政負担が予想されます。高額レセプトがまじっていないかという抽出はまだできていないんですが、人口推計、ことしの4月に改定されます診療報酬、薬価後のレセプトなど見ながら、試算のほうは随時またより詳細に行ってまいります。昨年10月より、中学生まで医療費無料化を拡大しましたように、特に人口減少、少子化の歯どめに有効な施策は、単独での実施も検討せねばなりません、高校生までの医療費無料化の拡大につきましては、他のさまざまな市民要求と比較する中で、その実施を探ってまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育長。

〔教育長 大野吉彦君登壇〕

○教育長（大野吉彦君） 中山議員さんの教育行政、就学援助制度についての御質問にお答えいたします。

憲法26条では、教育を受ける権利や教育を受けさせる義務及び義務教育の無償がうたわれております。現在、公立の小中学校におきましては、授業料や教科書については無償ではありますが、それ以外は保護者負担であることは議員さんも御存じのとおりと思います。近年、その保護者負担も増加傾向にあり、それを補う形で就学援助の項目拡大にもつながっておるところでございます。本市におきましては、平成27年度は約670名の児童生徒がこの制度を利用しています。割合にすると約16%となります。近年、子供を取り巻く家庭環境はさまざま、1人の保護者で何人かの子供を育てて頑張っていたり、両親が働いていても十分な収入が得られていない家庭がふえていることも事実でございます。しかし、経済的理由により、十分な教育を受けられないということはあってはなりませんので、それを補う公的施策を展開していく必要性を感じております。現在、学校では、加力学習や補習など、また放課後子ども教室なども設置し、現職の教員だけでなく、退職教員や現役の大学生などにもお手伝いをいただき、学習の

場を設定しております。これは、経済的理由によるものではなく、全ての子供に学力の定着がなされる機会をつくっていくものでございます。中山議員さんがおっしゃいますところは、教育にかける家庭の経済負担をできる限り少なくということであると思っておりますので、これからも経済的格差が学力の格差につながることはないよう、さらには誰もが生きる力を養い、みずからの人生をみずから切り開いていくことができることを目指していくことができる環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

学校給食につきましては、監査委員さんからの御指摘によりまして、金融機関での振り込み、引き落としによる集金に変換をしまして、本年度からは、全小学校での納付方法といたすことができまして、現場の負担軽減になっております。また、納付がおくれることはありますが、各学校の児童、家庭との信頼関係の構築、連携によりまして、本当にありがたいことに、滞納はない状況でございます。今後も引き続き校長会等と連携をいたしまして、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） おはようございます。中山議員さんの御質問にお答えいたします。

まず、昨年11月から実施しております粗大ごみの受け入れ事業の状況について御報告いたします。2月末までに受け入れた粗大ごみの総量は24トンで、可燃系のものが19トン、金属系のものが2トン、その他不燃系のものが3トンとなっており、布団、木製家具等の可燃系のものが77%と大半を占めております。受入量の傾向といたしましては、11月は事業開始時でもあったためか量が多く、12月、1月は減少し、また2月末より増加傾向で、3月の引っ越し時期に向けて大幅に増加すると見込んでおります。多い時期は月に10トン程度、少ない時期は3トン程度で時期により非常に波があります。

御質問にありました成果と課題につきまして、まず成果でございますが、事業開始以前は、粗大ごみは素材ごとに分解し、また規定の大きさに破壊や切断をしてごみステーションへ出す必要がありましたが、現在では分解、破壊することなく持ち込むことができるようになりました。特に布団につきましては、鎌などを使っての切断が危険でもあったため、市民の方々から便利になったとの声をいただいております。また、受け入れは平日のみでございますが、ごみステーションのように毎週何曜日といった収集日が決められておりませんので、出される方の予定にあわせて持ち込むことができることも御好評いただいております。

次に、課題であります。現在持ち込まれた可燃系粗大ごみは、一般廃棄物最終処分場の倉庫で作業員が破壊、切断をして、香南清掃組合へ搬出しておりますが、受入量の多かった11月は処理が間に合わず、倉庫内に山積み状態となっておりました。繁忙期の作業人員と保管場所の不足が今後の事業を継続していく上での課題と考えております。また、可燃ごみの増加は、香南清掃組合の負荷ともなりますので、来年度より粗大ごみのうち、木製家具等の資源化を実施していきたいと考えております。

次に、一般処理手数料と事業系手数料の設定につきましては、現在受け入れをしております粗大ごみは、一般家庭からのものに限定しており、10キロ未満が150円、以降10キロごとに150円を加算するもので、一般廃棄物処理業者が引き取った場合と比べますと、かなり安価な価格設定としております。

事業系粗大ごみの回収を一般家庭のものより高めの価格設定で実施することにつきましては、事業所からは一時的に大量の粗大ごみが排出されることも予想されますので、さきに述べました課題とも重複いたしますが、現状では困難かと考えております。ただ、当事業につきましては、昨年11月開始と日も浅いため、今後の受入量の動向を注視しながら、また御質問にありました定点回収の実施なども含めまして、事業内容の見直しを検討していきたいと考えております。その中で、事業系の粗大ごみの受け入れについても検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 税務課長。

〔税務課長 川村英嗣君登壇〕

○税務課長（川村英嗣君） 中山議員さんの支所での所得証明の交付についての御質問にお答えいたします。

現在、税務課におきましては、御質問にありました市県民税の所得課税証明を初めとして、各税目などにかかわる数種類の証明を発行しております。特に、市県民税所得課税証明書は、各種制度やサービスの基準判定の必要書類の一つとして用いられ、毎年多くの市民の皆様が証明発行に御来庁いただいております。当課といたしましても、身近な支所で発行事務を実施し、利便性を高めたいところではあります。しかしながら、未申告の方や賦課が確定しない方は相当数おありまして、証明発行には当課において申告を受け、賦課決定をする必要がございます。また、数種類ある証明発行事務の中で、所得証明だけに限定して発行を進めると、各支所ではとれない証明書も多数発生し、利用者の方が税務課の証明するもので所得証明だけかということになることで戸惑うことも想定されます。こうしたことにより、支所での証明発行事務を

実施する上では、賦課保留者の申告を受けるなど必要な処理を施した上で、各種発行可能である証明発行を同時に実施することが望ましいと考えておりますので、支所機能の検討も必要になるのではないかと考えております。御理解のほどよろしく申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

〔参事兼企画課長 西山明彦君登壇〕

○参事兼企画課長（西山明彦君） 中山議員さんの支所での税務証明の発行について、関連してお答えいたします。

支所での所得証明の交付につきましては、先ほど税務課長がお答えいたしましたように、住民票など住民基本台帳系の証明書の発行と異なり、利用者の混乱を招く可能性もあるということで慎重に対応する必要があると思います。一方で、先ほど税務課長からも支所機能の面という話がありましたけれども、現在、本市には3支所ございますけれども、この支所機能を今後どうしていくかという方針の検討も必要になってくると思います。現在、支所につきましては、3カ所とも地区公民館に設置しておりますが、開所時間が平日の午前9時半から午後3時30分までとなっており、取扱事務につきましても、住民票、印鑑証明、戸籍関係の交付をオンラインで行っておるという状況でございます。その利用状況でございますが、3支所の中では十市支所が最も多いのでございますが、それでも1日当たりの発行件数が平均8件から9件程度となっております。利用者数となりますと、これよりも少ないという状況でございます。もちろん取扱事務が非常に少ないというようなこともございますので、その事務が拡大されれば利用者は増加すると思われましても、施設の維持管理や支所での人件費等の経費と利用状況など費用対効果という面も検討していかなければならないのではないかと思います。また、今後につきましては、マイナンバー制度の活用による証明書の発行業務というようなこともありますので、そういった動向もあわせて今後の支所機能をどうするかを検討していく必要があるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 齊川副市長。

〔副市長 吉川宏幸君登壇〕

○副市長（吉川宏幸君） 先日、この議会を欠席いたしまして、大変申しわけありませんでした。この場をおかりしましておわび申し上げます。

それでは、所信表明を述べさせていただきます。

このたび藤村副市長の退任に伴い、市長の推薦を受け、議会の御同意をいただき、平成28年

1月15日付で副市長に就任させていただきました。身に余る光栄と存じますが、その責任の重大さを痛感し、身の引き締まる気持ちでございます。もとより未熟、微力ではございますが、約44年の間、市職員として私を育てていただいた大恩ある南国市の市政発展のため、橋詰市長をしっかりと支え、真摯に、謙虚に、市民皆様の声に耳を傾け、南国市発展のため精いっぱい努力してまいります。今後は、行き届かない点もあろうかと思いますが、議長を初め議員の皆様、市民の皆様の御指導、御協力を賜りますよう心からお願い申し上げまして、挨拶とさせていただきます。どうかよろしく申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 10番中山研心君。

○10番（中山研心君） それぞれ御回答ありがとうございました。

弱者救済としての給付事業、現物給付も含めてですけれども、大変詳しく福祉事務所のほうからお答えをいただきました。もちろん今の財政状況の中でそれら全てを全く所得の制限のない制度に改めていくということがすぐにできるというふうには思っておりません。ただ、基本的に、そういうサービスの対象者を選別し、絞り込むことが、逆に租税抵抗を増し、財政を圧迫している可能性があるとするれば、目指すべき方向として、市としては全ての人が受益者になれるような制度構築を目指すべきではないのかというそういう理念のところをお伺いしたかったわけですが、市長からそのお答えがありませんでしたので、なおそのところについてどのようにお考えであるのか、市長の御所見をお伺いしたいと思います。

次に、財政のことです。財政課長からは、今の財政状況について、とりわけ南国市の現在の財政状況についてお話がありましたけれども、私はちまた言われているように、南国市の財政、市民が思っているほど悪くない。この間何十年もお金がないから、お金がないからということではいろんなサービスを我慢させられてきた、そういうすり込みがあるんじゃないかと思いますが、私は決して悪くないと思っています。しかも、よく起債を借金というふうに表示をされますけれども、決して市の起債は借金ではありません。基本的に負担の世代間調整、道やあるいは学校などは、今いる住民だけではなく、将来住民になってもらう人たちにも負担をしていただく、そういう意味で30年の起債であるとかあるいはもっと長期の起債を組むものでありまして、決してこれは住宅ローンやサラ金での借金、個人の借金とは同列に論議してはいけないものだというふうに思っております。人間は寿命がありますから、20年あるいは30年で借金を全部返してしまおうというふうに思うわけですが、自治体や国は、ずっと存続をしていくわけですから、決してそういう20年で返していかなければならない、そんな借金と同列に論じるべきではないと思います。また、ちょっと話がずれますけれども、国の借金、よく

GDPの2倍に達しているというような恫喝に近いような数字が財務省あたりから出されてくるわけですが、1人当たりの800万円の債務、バランスシートでいうところの右側の話だけをして何の意味があるのかという気がいたします。皆さん御存じでしたでしょうか。借金は1人当たり800万円という数字はよく言われますけども、政府保有の金融資産というものが、現在、574兆円あります。よく道路や社会資本などは、換金できないから、そんなこと言うても仕方がないというようなことを言う人がおるわけですが、換金可能な流動資産としての金融資産が、国の保有で574兆円あります。これに固定資産等の579兆円を加えると1,153兆円ということになります。肩車社会、昔は8.5人で支えていたのが、1.2人で支えなくてはならない、そんなおどし文句もよく聞きます。この8.5人でというのは、人口を65歳で切って、20歳以上65歳未満の人口分の65歳以上の人口という公式であります。今、高齢者もどんどん働くようになって、家庭の主婦もどんどん社会進出をしている中で、この年齢で区切る数字に余り意味があるように思いません。むしろ働いている人を分子にして、働いていない人を分母にする、こういう数式にすると、1970年代から現在まで、そして10年後、20年後までその比率は1.1でほぼ変わりません。むしろ問題にすべきは、非正規の不安定労働者が増加をし、社会不安の要因になり得る、そのことこそが今問題にすべきことではないかというふうに思います。一定の地方財政のルールにのっとっておれば、赤字の起債というのは地方自治体はできませんので、基本的には財政の自由度が狭まるか高まるかという程度の差でしかないというふうに思いますけれども、今現在の南国市の財政状況について、再度財政課長からお考え方をお聞きをしたいと思えます。

それから、教育長のほうから就学援助制度についての御説明がありました。ありがとうございます。私もこの憲法26条を具現化する本来の意味での教育の完全な無償化という問題が、この議会の場で一議員が声を上げたからといって前に進むというふうには思っておりません。むしろ住民の側からの問題提起がされ、大きな社会的なうねりになってこそ、この問題が前進していくのだらうというふうには思っておりますけれども。やはり教科書無償化の発祥の地、この高知県から、理念としては子供の教育というのは無償であるべきだ、そういうところについてはお互いに共有をし、それを目指すべき地平であるとして施策を進めていかなければならないのではないか、そんなふうには思っております。

それから、定住促進については、余り自治体間での競争になっていかないように慎重に進めていくべきやということでの答えがありました。1家族転入して家建てたら100万円あげるよというような施策が、僕も決してええというふうには思っておりません。ただ、これから自治

体間の競争が大きくなっていく中で、特色ある施策を打ち出していかなければならないということも事実だろうと思います。そういう意味では、固定資産税、土地代については、上物が建つと一気に課税標準6分の1に下がりますから、決して過大な補助金の額にはなっていないというふうに思います。しかも、南国市の歴史的に見て、お城下から人口誘致をしてくる歴史性から見て、南国ごめんプロジェクトという仮称ですけれども、これは十分に安い費用の中でもインパクトのある取り組みになるのではないかという思いから提案をさせていただきました。

なお、一般的な、標準的な例えば市内200平米程度の宅地が10年間無償になったとして、どれぐらいの減税額になるのか、土地の場所や課税標準について大きく違うだろうと思いますけれども、市内中心部での一般的な宅地、30坪から60坪ぐらいの土地が、課税額でどの程度になるのか、大体の額で構いませんので、税務課長からお答えをいただいたらと思います。

それから、企画課長には、それ以外に南国市として特色のある人口の誘導策、市民に提示できるような魅力ある政策をどのようなものと考えておるのか、具体的なものがあれば教えていただきたいというふうに思います。

次に、環境行政についてですけれども、1つ確認をしておきたいと思います。これは、今11月から試行で受け入れをしておりますけれども、この4月からは本格実施という理解でよろしいでしょうか。

それと、一般処理手数料と事業用の処理手数料の設定についてという質問に対して、今一般からの受け入れしかしていないから、事業用を認めてしまうといつときに集中して処理能力が追いつかないからできないという趣旨での回答であったと思いますけれども。むしろ今事業用のそういう処理のニーズがあったとしても、個人のふりをして持ってくる人を拒むことができない、なかなかこれはもう明らかに事業用でしょうというもの以外は受け入れざるを得ない状況にあると思うんですね。むしろそういう隠れた個人のふりをして持ってくる事業者を牽制するためにも、ある程度格差を設けて設定することが必要ではないかというふうに思うのですが、その点について考え方をお聞かせいただきたいと思います。

最後に、税務証明の発行につきましてお答えをいただきましたけれども、基本的には課税保留者あるいは無申告者をすぐに申告指導を窓口でしたいから支所では余りやりたくない、そこが一番大きな理由ではなかったかというふうに思います。確かに私も税でおりましたので、証明書をとりに来た人に、あなた申告をしてないから、ちょっと窓口へ来てこっちで申告をしてくださいと、それが役人の側から見れば便利なことかもしれません。しかし、圧倒的多数のきちんとして申告もして所得証明のできる人たちに対しては、それを理由に支所での発行業務ができ

ないということについては非常に違和感があります。再度ここについて一部の無申告者であるとかあるいは課税保留中の方に対する事案をもって、支所での発行業務ができないとする今の回答については、再度お答えをお願いしたいと思います。

それと、各種発行事務は、支所での嘱託職員の説明能力がなければ、本課とホットラインでやりとりをすればいいだけのことで、各種証明もほかの証明要らんということじゃなしに、それも課税証明も含めて出せるように検討したらどうかと思うわけですが、そこについてもお答えをいただきたい。この件については、支所でのサービスの拡大を求めたところが、思わぬ企画のほうから支所の存続も含めてということで蛇が出てきたような気がいたしますけれども。今の1日の多いところで8件程度の利用者数、極端に言うたらお茶ひきゆう状態で、もうあっさりやめたいな、そういう本音が見え隠れするような回答でしたけれども。いろいろな経過があって、支所機能を残しておきたいあるいは残してくれということで、地元の住民との間で一定の合意を積み重ねた上で今の現状があるんやと思います。それをこの機会にもう住民ナンバー制度も入ってくるし、もうとっととやめたいみたいなお答えについては非常に不誠実でちょっと納得がいきませんので、再度ここについては確認をしておきたいと思います。

以上で第2問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。市長。

○市長（橋詰壽人君） 中山議員さんの2問目ですが、非常に中山議員さんのお考え、私は決して間違っているとは思ってないんですけれども。この行政サービスの制度に誰もが受益者となり得る、ここに壁を設けない、この理念は理念として私は大事にしなければならないんですが。例えば地方債は幾ら借りたって構わん、これは後世といいますか、後々の受益者もともに払うという制度であるから、この地方債制度はその考えでいいかもわかりません。しかし、この借金が全体の財政の運営を圧迫して、やりくりが、まあいうたらつかないほど借金をするというのは、幾ら制度がそうであって、理念がそうであっても、それはやはり間違いである、このように私は思っております。ですから、何回かこの議会で御答弁申し上げたと思うんですが、じゃあ南国市の力量、財政力でどれぐらいの借金が理想といたらおかしいんですが、大体どれぐらいを目指すべきかというのは、標準財政規模の中にかに在るほうがいいんじゃないかと、目指すべきはそういうように思います。それから、その他のいろんなサービスを受けるのも、やはり限られた財源でやっておるわけですから、我々は市民に対してきちんと、じゃあこれはこういうことでやっておりますというお答えをする義務もあるわけですから、条件、例えば所得額がこれぐらいの人までしか今はできません。将来は中山議員言われるように、

誰もが全員が受益者になればいいんですが、今はかなりのことについて財政課長がお話し申し上げましたように、制限をするしかないなど、これが現実である、そのように思っております。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

○財政課長（渡部 靖君） 中山議員さんの第2問の質問につきまして、本市の財政状況につきまして少し説明をさせていただきます。

南国市の財政状況につきましては、一定改善が見えられております。このことは、財政指標におきましても、実質公債費比率、標準財政規模に対する元利償還金の割合というような形になりますけれども、こちらのほうの数値が平成19年度では20%を超えておりました。これが、平成26年度決算におきましては12%とかなりの改善を見せております。しかしながら、実質公債費比率、県内では平均が12.3となっております、県内34市町村のうち、南国市はまだ25位、市部では上位にはなっておりますけれども、これで大丈夫といたしますか、そこまで改善がされているということにはまだまだつながっていないということが現状でございます。

片や地方債につきましては、一定、南国市縮減をしております、34市町村中12位までには回復しております。こちらにつきまして南国市の独自の理由といたしますか、起債につきましては、過疎債であったり合併特例債、こういったものは非常に財源的に有利なものでございますが、そういったものが本市におきましては活用できない。そういったこともございまして、財源的なものとしても非常に厳しい、交付税算入されると標準財政規模にも拡大されますので、そういったことでも非常に厳しいものとなったというふうになっております。

なお、これまで財政状況が悪化してきたことの中には、平成6年から平成10年度、こちらはし尿処理施設であったり最終処分場、あと国体施設の関係で、この5年間で約200億円の地方債を発行した。こういったことが非常に大きかったということもございまして、一定地方債につきましては発行額は検討していく必要があると考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。税務課長。

○税務課長（川村英嗣君） 中山議員さんの定住した場合の奨励金を出した場合というところで、まず60坪ぐらいの市街化区域の中を想定しますと、大体10年間で10万円から多い場合で15万円ぐらいの奨励金と、年間1万円から1万5,000円。これを家のほうの課税で見ますと、大体40坪から50坪ぐらいが多いかと思えます、そこで見ますと大体今の家でしたら、初年、最初の3年間では15万円から20万円ぐらいの課税額、3年ごとに徐々には下がっていきますが、その辺で10年間で見ましても、少なくとも住宅に係る固定資産税というのは10万円以上、1

年間で、10年トータルしますと100万円以上ということですので、そういう部分の費用対効果というのは、この奨励金を出した場合でも十分あると思います。

もう一点、支所での所得証明の件ですけれども、議員さんも言われましたように、税務課で出しておるのも一緒に全部出したらいいと私も出す場合には考えております。ただ、所得証明だけに限らず、所得証明の中でもとりに来られた方、もちろんそのまますばっと出る場合の方でも、お聞きしよったら持ちゅうもんを見せてもらいなごらというように場合に結構過年度も一緒に要るよとか、ほかの証明でもやはりふだんからなれた職員でないと、なかなかニーズをきちつと言えない方も結構多くって、聞き取りながら私どものほうが判じてこれも要るんじゃないですか、こうしたほうがいいんじゃないですかとかいうような御提案もせないかん場合も多々ございまして。先ほど1問目でお答えしましたが、機能的な部分の整備もないと、今の単純に囑託の方が座ちよって、ホットラインでそこで電話でつないでいただいて話したというのでは、なかなかその辺がスムーズに出せないんじゃないかなという危惧がございまして。

なお、今後庁内でも御提案いただいております趣旨は素晴らしいことですので、検討していきたいと思っております。御理解ください。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

○参事兼企画課長（西山明彦君） 中山議員さんのまず移住促進の部分で、具体的な施策はということでございまして、移住促進につきましては、産業振興でありますとかいろんな間接的なものはございまして、直接的なものといいますと、28年度予算に白木谷地区のほうで空き家を改修してという空き家活用促進事業費というのがございまして、直接、本当に直接的な施策としては、まだ具体化できてないという状況でございまして。まち・ひと・しごと創生総合戦略も策定いたしまして、もう既にこの計画を実施していく時期ですので、早急に具体的な策、政策についても検討したいというふうに思います。

それから、支所についてでございますが、決して私支所を廃止というつもりでお答えしたわけではございません。支所につきましては、ずっと住民基本台帳、それから戸籍関係の発行業務をやってきておまして、マイナンバー制度も入ってくるというようなことも含めて、支所での取り扱い、支所のあり方を検討するというところで、決してこの際に廃止というようなつもりでお答えしたわけじゃないので、御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

○環境課長（島崎 哲君） 中山議員の2問目にお答えいたします。

まず、現在は試行で4月から本格的実施かという御質問でございますが、現在粗大ごみ受け入れ事業の実施要綱等にも試行という言葉は現在も使っておりませんので、御理解をいただきたいと思っております。ただ、実際、先行する自治体などの情報も当事業につきましても私どもも勉強したところでございますけれど、南国市の場合、自転車とか50cc未満のバイク等は、事業実施以前から金属の日に回収もしておりますとか、市によって事情がかなり違っておりますので、環境課としましては、試行のようなつもりで暗中模索の中、当事業に踏み切っております。御理解をいただきたいと思っております。

それと、事業所系の一般廃棄物ですが、それについても受け入れを開始したとしても、現在、受け入れざるを得ない状況だろうから、そんなに量はふえないんじゃないかという趣旨の御質問と理解しておりますが。それについても受け入れを開始するとしますと、やはりその事業所系の一般廃棄物が一時的に量はかなり多く排出されるということは否定できないと考えております。やはり、現在よりもさらに量が個人、居宅のものに扮して出されておった、量を遠慮して出されておったといえますか、それが遠慮なく出てくる状態になるのではないかと危惧しておるところでございます。ただ、1問目の答弁でも申しましたが、日が浅い事業でございますので、今後市民の要望とか庁内での検討の上、随時見直しをしていきたいと考えております。

○議長（西岡照夫君） 10番中山研心君。なお、中山議員の持ち時間は11時30分までですので、簡潔な御質問をお願いします。

○10番（中山研心君） それぞれ2問目の回答、ありがとうございました。市長におかれましては、財政の件につきましてお話をいただきました。私も決して住民サービスをふやしていくために、無制限に起債を打ってもえいというふうには思っておりません。大体あるべき水準として、標準財政規模あたりの起債の額、それから将来負担比率を見ても一定受容できる範囲というものがあるかと思っております。その範囲で、決してこれまで従来のように起債が全て悪いというような受けとめ方については、我々も含めて考え方を考えるべきではないかなと思いたしましたので、あえて言わせていただきました。

次に、定住促進の件につきまして、税務課長から土地の減税分というか奨励金で相当分を出したとして、10年間で十数万円、家屋に課税すれば100万円以上の税収になり、もちろん個人の住民税等も入ってくるわけですから、ここではプラスになるんじゃないか。決して損のない、インパクトから勘案しても、コストパフォーマンスの高い誘導策になるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ御検討をお願いをしたいと思います。企画の課長からは、今具体的な定住奨励促進策についてはない、山間部での空き家改修による募集ということで、今回予算

でもリフォーム費用として3,000万円を予定されておりますけれども、これがもし仮に伊豆市のような定住促進施策に使われるとすれば、それだけで30世帯の予算に相当しますし、先ほど申しました固定資産税の相当額の補助ということにすれば、はるかに多い人数の定住促進ができるというふうに思いますので、ぜひ機動的なさまざまなアイデアを駆使して、この地方創生の時代に生き残っていける施策を知恵を出し合ってつくっていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、税務証明についてですけれども、出すやったら全部の証明書ということで、ただほんでいろんなニーズを聞いて判断をしちゃらないかんケースはあると思います。あるろうけど、その一部のレアケースでもって全部をもう出さんよと、もう欲しいやったら全部本庁へ来てよというサービスのあり方がどうなのか。どうしても判然としない、あるいは対面での接遇が必要なケースについては本庁へ来てもらうことを依頼する。けども、基本的にはそれが不要のない、一般の多くの利用者の方々にはとれるような仕組みをちゃんと保障していくということが重要ではないかと思うんで。なかなか第3問目で前向きな答えは出んとは思いますが、なお今後ともそれができるとなことで御検討いただきたいというふうに思います。

最後に、粗大ごみの収集料金の設定についてですけれども、事業系を認めるとそれでもやっぱりふえてくるやろうという見込みですけども、質問の趣旨は、事業用は基本的に排出者の責任で処理をせないかんことになってます。ですから、今むしろ一般の住民の権利というか、サービスを守っていくためには、事業系のニーズがあれば受け入れはするけど、限りなく業者に収集に来てもらうと同じぐらいの料金を高目に設定しておくということが政策の誘導策として必要ではないかなというふうな思いで質問をさせていただきましたので、なおそれについてお考え方があればお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

○環境課長（島崎 哲君） 牽制的な意味での価格設定と申しますか、抑止力というたら大きかと思いますが、そういった面での価格設定ですが、それらも今後の検討課題としたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（西岡照夫君） 14番小笠原治幸君。

〔14番 小笠原治幸君登壇〕

○14番（小笠原治幸君） 小笠原でございます。通告に従いまして質問をこれからさせていただきます。

私の質問は、大きく1番目として行政への要望でございますが、野中兼山の偉大な業績のもとに、南国市が大きな礎を築いておるわけでございますが、山積しております道や川の改修、野中先生のお力をいただいて、少しでも山積している要望を前に進ませさせていただく意味合いを持つての質問でございます。

また、南国市57年ですか、誕生して。随分道も悪くなってまいりました。あちこちに穴ぼこがあいて、アスファルトですぐいやすけど、また雨が降るとすぐに穴があく。南国市の市道はたしか五百四、五十キロあると思うんですが、大阪、神戸、名古屋方面へ行くほどの市道だけでも長い距離がございます。その補修を計画的にしていかないと、議会でも時々ありますが、車の事故による補償、さらに人身事故につながる可能性もございますので、しっかりと直していただき、また人身事故が起これば、その補償をどのようにしていくかということもお聞きしてまいりたいと思います。それに伴う予算でございますが、財政状況が少しずつ改善されていると言われております。28年度当初予算案にしっかりと建設課の予算が、要望書の予算が反映されているかということもお聞きしたいと思います。

そして、香南清掃組合でございますが、大分建ち上がってその姿が見えてまいりました。今までの施設と見違えるような施設で、今までは1代、2代は長い煙突が立っておりましたが、今は煙突がほとんど見えないような、そういう近代的な建物になっております。これは、多くの方に知っていただくための概要の説明を求めるものでございます。

次に、農業に関する展望でございますが、食農教育、南国市は食育の先進地、フロントランナーでございますが、その大きな食育を支えるものが食農教育なんです。種をまいて作物を育て、そのことは非常に子供さんたちの成長に大きな影響がございます。その食農教育の南国市の現況についてお聞きをするものでございます。

そして、圃場整備については、もう3年目がたちまして、いよいよこれから、今までは地区調査でアンケートなどの意向調査をしておりましたが、いよいよ本番になって、これから組織づくりによって農家の土地の集積やそういう状況になるわけでございますが。当初1,000ヘクタールぐらいの要望がございましたが、その後、各地区での組織づくりになりますと、その面積はかなり減ってくると思うんですが、その状況についてと、非常に圃場整備については思い込みがございまして、私の理想とした圃場整備を述べさせていただきたいと思っております。

そして、観光行政については、今久保課長さんには本当に南国市のために長い間お世話になりました。きょうはその長い間の感謝とお礼を込めての質問になろうかと思っております。

それでは、順次質問に入りたいと思います。

まず、行政への要望でございます。

市民の皆様から、道路や水路、そして福祉、学校教育関係、また生活に困っていることなどについて、地域や集落、学校、農業関係者から直接、また議員を通じてさまざまな要望書が市役所の各部署に届けられてまいります。要望書は、各課の担当者が現場を確認して、協議をして、責任ある対応をしなければなりません。市民から寄せられた要望書については、なかなか実現をされず、多くの市民の皆様は不安を感じ、南国市にはお金がないから頼んだことができず、最後には諦めなければならないという状況でございます。行政の最も大事なことは、市民が安心して暮らせるまちづくりでございます。そこで、大事なことは、市民から寄せられた要望書については各課で確認をして、課題解決をして、要望者にしっかりと説明をしなければなりません。また要望書については、各課で整理をして、情報をデータベース化することも必要になってまいります。さきの12月議会では、同僚議員から建設課長に道路や水路の改修について質問も多く、改修に係る費用も15億円とその内容の大きさについて市長も十分認識をしていなかったようです。

今回の質問は、江戸時代の初期、山内一豊の次の忠義公の時代に土佐藩の改革に偉大な業績を築き上げた野中兼山先生の歴史の力をおかりして、事が進まない道路や水路の改修が早くできることを願うものであります。野中兼山は、土佐藩の改革により、経済の繁栄や村おこし、特に農業、林業、漁業の各分野に土木工学により卓越した識見で政治、経済、文化などの諸般の社会施策に功績を上げ、土佐藩24万石を50万石に倍増して国中を豊かにした偉大な方であり、野中兼山は、南国市の歴史の中でも大きく関係しており、「広報なんこく」1月号では、なんこく歴史散歩、野中兼山の開発、舟入川と後免町で紹介がありました。去年は、野中兼山生誕400年でしたが、南国市民の生活は、野中兼山の築いた歴史の上に成り立っておるわけでございます。兼山は16歳で奉行職になり、32年間藩の改革に活躍されました。山田堰は高低差がある物部川、別名暴れ川と言われ、工事に難を要し、実に26年間もかかったようでございます。山田堰は、全長324メートル、幅10.6メートルで、たびたびの台風、大水にも耐え、昭和48年に上流に新しい堰ができたことによりその役割を終えました。兼山による山田堰により、上井、中井、舟入川のかんがい用水工事により、香長平野に1,500町歩以上の新田を生み、用水路の完成は、耕地の拡大だけでなく、商業活動の発展にも大きな役割を果たしてまいりました。野市町や山田町、後免町ができたのも兼山先生のおかげでございます。野中兼山は、偉大な事業をなし遂げたにもかかわらず、山内忠義の時代から3代目藩主忠豊の時代にかわり、苛酷な労働を強いたことにより、領民からは不興を買い、土佐藩の家老からは怨嗟ざん言、さら

に糾弾により失脚をし、家族全員一族が絶えるまで幽閉され、兼山自身は長い間、かんがい用水、新田開発に使っていた山田町の中野に別宅を構えておりましたが、そこで49歳の年で悲しい人生を終えました。少し話が長くなりましたが、今の南国市は、野中兼山の築いた礎の上に成り立っているわけであります。兼山の築いたかけがえのない川や道、水田、町、地域、経済について、行政としてしっかりと維持管理をしていく義務があるのではないのでしょうか。お伺いしておきます。

次に、災害、事故についてでございます。

南国市が誕生して57年になります。道や水路にも当然寿命がございます。道には穴があき、モグラたたきのようにアスファルトが流し込まれ、時には修繕が間に合わず、車が傷み、補償問題になり、議会でも報告されております。幸いにも大きな人身事故に至っておりませんが、人身事故に対する行政の対応はどのようにして行われるのでしょうか。

また、私の住んでいる長岡地区には、山田堰から上井を続き横堀川がございます。この川は、大雨ごとに洪水が起きる場所で、昔からの要望で少しずつではございますがよくなっておりますが、予算がないということで、毎年わずか10メートルの改修しかしていただけないわけですが、時には大雨により改修がおくれておるせいで川沿いの稲が水没しており、早く改修をしていただきたいという大きな望みがあります。毎年10メートルぐらいでは、あと10年ぐらいはかかりますが、災害に絡め、何かいい補助金により早く改修ができないものでしょうか。

次に、予算についてでございます。

財政状況が少しずつ改善をされております。市長から財政指数0.57で数字の上では高知市よりよくなったと話がありました。この山積している改修の予算が、平成28年度当初予算に要望書での工事費用が盛り込まれているかについてお聞きをいたします。

次に、香南清掃組合についてでございます。

工事が進み、建物の姿が見えてまいりました。近くには工事関係者の飯場があり、多くの方が行き交っております。工事当初は、ユンボによってどんどん穴が掘られ、ダンプカーによって土が運ばれ、地下3階ぐらいからコンクリートが打たれ、複雑な構造に型枠が組まれ、コンクリートが流し込まれております。また、特殊な機械が運び込まれ、近代的な焼却場ができていると思われま。今までの焼却場は、煙突が長く、地元の人たちは、煙突の先の煙を見て、よく燃焼しているか判断をし、安全確認をしておりましたが、新しい施設では、煙突は低く、大きな低い煙突が4つぐらい並んでおります。外観から見て、最新の施設で、地元の人々も安心して生活ができるかと思いますが、施設の概略について説明をいただき、また新しい香南清

掃組合の焼却場ができることによって、ごみ焼き場というイメージを一新するために、施設の名称を考えてみてはどうでしょうか。例えば、香南クリーンセンター、エコセンター、美化センターなどの名称がありますが、いかがなものごさいます。

次は、農業の展望でございます。

まず、食農教育について。食農教育は、食と農業と地域、自然のかかわりを重視し、農作物が命を育み、成長していく過程を大切にしながら、食への関心、興味を高めることを目的としております。食の大切さや食を支える農業の役割、みずからの暮らしと社会の営みとかかわり、地域の食文化、命と健康のとうとさなどに対する理解を広げ深めることです。また、食農教育は、食育や地産地消、身土不洽に大きくかかわり、種をまいて作物を育て収穫をして食物を大切にいただいて、単に農産物を食べるだけでなく、育てることによって作物の成長過程を知ることにより、知識や判断力、洞察力が養われ、知・徳・体育の基礎をなすものであります。食農教育の取り組みは、地場産農産物の生産にかかわり、給食で新鮮な野菜を食べることや農園で育った野菜、トマト、ナス、サツマイモなどで生産者や親たちとの料理教室は楽しいものであります。さきの2月14日には、龍馬マラソンが行われました。農業高校の生徒さんがつくったシャモ鍋が大好評でした。しかし、それを調理をするに当たって、生きているシャモを料理するには、生徒さんたちは戸惑い困ったようございます。そこで先生から、このシャモはみんなにおいしく食べてもらうために育てたもので、おいしく食べてもらう役割があります。龍馬マラソンに来た人たちに喜んでもらおうではありませんか、と先生が説明したようございます。このように、食農教育は、子供さんたちの成長過程で大変大事な部分があります。南国市での保育園や小学校、中学校の取り組みについてお伺いをいたします。

次に、圃場整備についてでございます。

圃場整備に向けて、現地での調査が始まり、早くも3年がたちました。圃場整備は、農地の区画整理、用排水路の整備、湿田などの土壌改良、農道の整備、農地の集団化により生産向上や経営体の育成により生産過剰を抑制する役割や周辺流域の治水効果、また農作業の協業化や農地の有効利用により南国市の農業の将来を見据え、事業が進んでおります。この3年間は、各地域での集落代表者に説明や集落による準備会の設立意向についてアンケート調査、また準備会による勉強会・意見交換と実に45集落で農水省の職員の方、農林水産課の皆さんが夜遅くまで説明をしていただき、圃場整備委員会設立にまでこぎつけております。平成28年度から委員会による現地の個別検討会に入り、現場的には大変な時期になってまいります。集落による営農や換地に関するアンケート調査を行い、地権者との農地の調査等難しいところに入ってま

います。予定受益者への仮同意を進めて、事業計画案の作成と受益者への同意を取りつけて、平成31年度からいよいよ利用事業が始まるわけでございます。事業計画の確定をいただき、事業に入ってまいります。南国市の水田面積2,300ヘクタールのうち、圃場整備地区調査では1,000ヘクタールぐらいの要望があったようですが、圃場整備委員会が設立される段階では、少し面積が減ってきたのではないかと思います。いかがなものでしょうか。今回の私の質問は、圃場整備を進めるに当たり、最も思いの強いところは、単に圃場整備により担い手が大型トラクターや大型コンバインで効率よく農作業をするだけではなく、日本の人口減少に伴い、まち・ひと・しごとの総合戦略を含め、農業者だけの事業にかかわらず、南国市に住んでいる人々が協力し助け合う仕組みにより、将来の展望を切り開く圃場整備を望むものであります。農村環境の整備・向上を図り、地域のコミュニティーの維持・再生、食と農の結びつきへの貢献などにより、農業歴史の文化の継承により、社会が共生できるまちづくりを含めた圃場整備事業につなげていただくための質問でございます。

最後に、観光行政でございます。

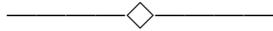
桜咲く時期になり、観光シーズン到来となりました。高知県への県外からの観光入り込み数も408万人を超え、400万人観光が定着したようでございます。「龍馬伝」効果の時期、435万人、経済効果も1,230億円とさらに10年後を見込み、入り込み数470万人、消費額1,410億円と目標を上げ、高知県の観光産業の底上げに頑張っております。これからの高知県の産業振興計画の戦略の中心に据える歴史博覧会では、1867年の大政奉還、坂本龍馬さんが亡くなった年でございます、1868年明治維新から150年の節目にあわせ、来年3月からスタートいたします。県内の歴史資源の磨き上げにより、食や自然とも連動させ、博覧会終了後にも地域での周遊観光ができるように、関連施設の底上げを目指すものであります。南国市では観光資源が乏しいと言われますが、歴史民俗資料館もあり、当然、歴史博覧会に参加しなければならないでしょう。また、この機会に観光ニーズに合った観光商品づくりと営業的な活動をしなければなりません。南国市にもすばらしい観光資源は結構あると思います。才谷の龍馬公園、また龍馬の先祖の地、歴民館、国分寺、国交省指定の風景街道、謝罪の聖地ごめん、野中兼山、南国市の自慢料理シャモ鍋、尾長鶏、アンパンマンの石像から、今できているアンパンマン財団による公園など、また、さきに行われた南国市の全国はし拳大会のようなすばらしい観光産業がございます。商工観光課長今久保さんの得意な南国市の観光資源の磨き上げによる南国市の観光商品と、また物部川流域の3市連携による観光についてお伺いをいたします。

これで1問目を終わります。以上でございます。どうもありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） 昼食のため休憩いたします。

再開は午後1時であります。

午前11時54分 休憩



午後1時 再開

○議長（西岡照夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

小笠原議員に対する答弁を求めます。建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 小笠原議員さんの御質問にお答えいたします。

1点目の野中兼山の築いたかけがえのない川や道は、行政が維持管理をする義務があるのではとの御質問でございますが、小笠原議員さん言われるように、水路や道路は、市民の皆様の暮らしを支える上で大変重要な役割を果たしていると考えます。そうした財産を守り、改善、維持管理を行い、次の世代に継承していくことが重大な責務であると考えております。

次に、2点目の市民からの要望が長年にわたり改修されないままになっているが、災害や事故があった場合、どこまで補償されるのかとの御質問でございますが、市が管理する道路や水路において事故があった場合は、市が国家賠償法並びに民法などの損害賠償責任が生じます。こうした市の損害賠償責任を補償するために、全国市有物件災害共済会の道路賠償責任保険に加入しております。道路の賠償事故における補償については、被害者にも過失がある場合が多いとされ、被害者側に過失がある場合には、過去の判例などを参考の上、過失相殺を行うこととなります。判例上、予算の制約のために十分な設備が設けられない場合であっても、地元要望の内容や状況にも異なりますが、地元要望を受けている以上は、原則的には賠償責任は免れることはできないとされております。

また、一方で、地震などの災害による道路の隆起や亀裂による走行中の自動車の転倒など、予期し得ない異常な外力による事故や路上の障害物を取り除く時間的余裕が全くない間に生じた事故などについては、不可抗力として道路管理者に責任は生じないものとされるのが一般的となっております。

次に、3点目の財政状況は少しは改善されている中で、建設課の市単独事業費の増額をどのように考えているかについてでございますが、さきの議会でも答弁いたしました。市道における地元からの要望184カ所ございます。地区の皆様には、整備がおくれて大変御迷惑をおかけしているところでございます。その中で、早急に取り組むべき箇所14カ所、概算事業費

約3,000万円でございます。予算の増額についてであります。現在のところ、補正で対応している状況でございます。今後において、財政課並びに関係各課とも十分協議を行い、限りある財政状況の中ですが、平準化した整備計画を立て、取り組んでまいりたいと思っております。

また、おくれております横堀川の改修でございますが、主要な幹線水路の一つでもありますので、災害事業を含めた補助事業も考慮して対応していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

〔財政課長 渡部 靖君登壇〕

○財政課長（渡部 靖君） 小笠原議員さんの財政状況改善の中での土木市単独事業費の増額についての質問にお答えいたします。

南国市の財政状況につきましては、昨日の土居議員の質問の中でもお答えいたしましたように、平成13年度に地方債残高が340億円を突破し、平成14年度には公債費が40億円を超えるなど、非常に厳しい状況でありました。

このような状況の中、あらゆる経費の見直しを実施し、歳出の削減に努め、普通建設事業におきましても、平成20年度決算額は14億円を下回る額となっております。しかしながら、平成19年度から総額15億円の補償金免除繰上償還を実施いたしましたため、公債費の抑制につながり、近年の財政状況の健全化が図られております。財政状況の改善に伴い、平成27年度、本年度、28年度の2カ年で固定資産税の標準税率への引き下げを実施するとともに、平成27年度には保育料の見直しにより市民負担の軽減に努めました。また、歳出面におきましては、乳幼児等医療費助成事業の対象を中学生まで引き上げを行うなど、また当初予算におきましては、普通建設事業費、こちら平成27年度に引き続き40億円を超える予算規模となっております。しかしながら、近年は、社会保障関連経費の増大により市の負担が大きくなってきております。財政状況が改善されながらも、厳しい財政運営が続いており、このため平成28年度当初予算におきましては、財政調整基金4億5,000万円の繰り入れにより財源を確保しております。

こうした中で、市道、農道、水路の維持費等につきましては、わずかではございますが、前年度を上回る予算額を計上しております。給食センター等の懸案の事業も多く、担当課の要求どおりに土木関連の市単独事業費を大きく増額することはできておりませんが、市民の要望も大きい事業でありますので、今後も財源確保の上、補正予算等におきましても事業費の増額を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） 小笠原議員さんの御質問にお答えいたします。

香南清掃組合の新ごみ処理施設は、平成26年度に着工し、平成28年度末の竣工に向けて現在建設中でございます。施設規模としましては、可燃ごみを24時間で60トン処理できる焼却炉が2炉で、24時間で合計120トンの処理が可能です。現在のごみ処理施設が80トン、2炉でありますので、比べますと処理能力は若干小さくなります。

新施設の特徴としましては、余熱を利用した発電施設と足湯が設置されることで、特に発電設備につきましては、1,550キロワットの発電能力を有します。電気は施設で使用するほか、2炉運転時は発電量も多くなるため売電を行い、年間約800万円の経費節減ができると試算しております。

建設工事につきましては、J F Eエンジニアリング・新進建設 J Vによる施工で、総額78億1,848万5,000円、うち起債分が51億2,590万円、交付金20億1,267万3,000円、3市負担分が6億7,991万2,000円となっております。このうち本市の負担分につきましては、毎年香美市、香南市、南国市の3市が均等割、収集人口割、収集実績割合により算出される負担率に応じて負担金を清掃組合に支払っており、この中に建設費に係る負担金が含まれております。負担割合は年度ごとに変化しますので、今回の建設工事に係る工事費のうち、南国市の負担額を正確に算出することは困難でございますが、御参考までに本市の平成27年度の運営費を含めた負担額は3億4,155万9,000円で、負担率は43.344%となっております。

ごみ処理施設の名称につきまして御提案いただいたところでございますが、市民、有識者及び3市の副市長などで構成される香南清掃組合建設検討委員会において、「まほろばクリーンセンター」との名称に決定されておりますので、御報告させていただきます。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 小笠原議員さんからの食農教育にかかわる御質問がありましたのでお答えさせていただきます。

本市におきましては、南国方式と呼ばれる学校給食を初め、食育・食農教育は先進的な取り組みとして全国的にも知られた存在であると考えております。今年度の取り組みだけでも紹介させていただきますと、これは小笠原議員さんにも大変お世話いただきました鳶ヶ池中学校の

シャモ鍋づくり、後免野田小学校の大根干し、稲生小学校のロング巻きずしづくりなど、これらはテレビでも今年度放映されました。また、地産地消を生かしたメニューや取り組み団体を表彰する農林水産省の地産地消給食等メニューコンテストで、本市の学校給食と十市小学校が、中四国農政局長賞を受賞いたしました。また、JAの御協力により平成9年度から続けられております米づくり親子セミナーも食農教育を代表する行事となっております。十市小学校は、本年度、文部科学省のスーパー食育スクールの指定を受けまして、農家訪問やカツオのたたきづくり体験、農業体験、生産者等による出前授業、家庭での弁当づくりなど、子供たちの発達段階に応じた活動を展開し、校内外での取り組みが高く評価されております。また、十市小学校の食育の取り組みは、子供たちの生活習慣を改善したことに加え、学力向上にもつながる成果を出し、食と学力の相関関係を証明した点で全国に自信を持ってアピールできる実践となっております。

食育・食農教育には、作物を大切に育てることを通して、食材への感謝の気持ちが育まれるとともに、作物が成長する喜びや収穫する喜び、それを調理し食べる喜びがあり、子供たちが主体的に活動しながら友達と協力することや、生活自立に必要な知識や技能が会得されるというよさがあります。さらには、料理のメニューづくりや調理は、誰がいつ食べるのかによって彩りや量、栄養バランス、調理法など実にいろいろなことを考えなければならず、食べてくれる人のことを大切に思いながらの活動となりますので、子供たちの感性や心を育てていく上で大変貴重な体験となります。

このように、さまざまな意義のある食育・食農教育は、本市の学校教育の柱の一つですので、保育、幼稚園も含めまして、今後とも地道な取り組みを継続してまいります。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） 小笠原議員の農業の展望、食農教育と圃場整備の御質問にお答えいたします。

教育次長に引き続きまして、食農教育とは、議員言われたように、種をまき、作物を育て、収穫して大切にいただく。単に地元の農作物を食べるだけでなく、育てることから農業を知ってもらい、子供たちに感謝の心を学んでもらおうという取り組みであり、食が持つ多様な役割の大切さを伝える食育をさらに強化して、食を支える根本である農業に対する知識、体験も含んだ食農教育が大切だと考えております。

議員御質問の農業体験等の実施状況につきましては、昭和62年度から地産地消推進事業として事業の一環で実施しておりました実習園事業を、平成26年度からは国庫補助金を活用して消費・安全対策教育ファーム事業として実施しております。事業内容としましては、小学校・保育園一体型の農作業体験学習委託事業としてJ A青壮年部に委託したり、各小学校P T A、保育所・園保護者会単位での委託事業等であり、主な作業は作付と収穫です。昨日の教育長、先ほどの教育次長が答弁しましたように、J A南国市主催、本市後援として実施している米づくり親子セミナーは、本年度で第19回を数えました。当事業は、毎年J A南国市管内の小学校5年生を対象に、上倉の梅星館と学習田で6月に田植え、10月に稲刈りを親子で体験し、翌年1、2月に地元農家の方々とともに食事会の交流会を行っております。この事業の目的は、児童らに農作業を体験してもらい、景観・環境保全を含めた棚田での稲作農業の位置づけと重要性について学習するとともに、自分たちが食べている学校給食米の生産現場を親子で確認して、生産農家との交流を通じて農業の理解を深めることにあります。また、J A南国市では、あぐりスクールも開催し、ジャガイモの植えつけや大根の種まきから収穫までを体験する事業が開催されております。

このように、本市が直接携わっていない事業もありますが、このような体験学習事業を行うことは、先ほど申しましたように、育てることから農業を知り、感謝の心を学び、食が持つ多様な役割の大切さと食を支える根本の農業に対する知識・体験も含んだ食農教育として大変重要と考えます。四季の中、農作物が自然の恩恵で成り立ち、食物を育てる苦労や植えつけから収穫作業まで物事を最後までやり遂げることの大切さを実感する経験の場として、そしてそれは自分たちの力だけでは達成できるものではなく、周りにいる多くの人々に支えられていることを理解し感謝の心を育む機会とし、またさまざまな作業を通じて農業に興味を持ってもらい、将来の担い手候補づくりに役立つといった多様な効果が考えられ、事業の必要性は大変大きいと考えています。

次に、圃場整備についてでございますが、小笠原議員には南陣山の圃場整備委員会の立ち上げに御尽力いただきましてまことにありがとうございます。御質問にありましたように、来年度28年度の4月から国営圃場整備事業の実施に向けた調査は、これまでの地域整備方向検討調査からより詳細な事業構想を検討し、事業計画案を作成する地区調査に進みます。このステップの中で地元の推進体制として工事、換地、営農部会から構成される地区圃場整備委員会を地元関係者で組織し、各計画を検討していくようにしておりますが、その営農部会では、圃場整備後の農地の担い手や作物等を集落としてどのような形で構築していくかを検討してまいりま

す。議員言われたように、各地区の圃場整備準備委員会は26年度末で36集落、1,000ヘクタールを超す面積が組織されましたが、28年度からの地区調査に向けての地区委員会が幾つか組織できてない、できなかった組織がございます。その最終は28年度から始まりますので、3月末でその数字が決まりますので、もう少しお時間をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 商工観光課長。

〔商工観光課長 今久保康夫君登壇〕

○商工観光課長（今久保康夫君） 小笠原議員さんからの観光行政につきまして答弁いたします。

南国市の観光資源につきましては、本市には高知県下で10しかない国史跡のものが国分、岡豊に3つ集中しております。そして、史跡や歴史資源、観光関連施設、食など、たくさんの観光資源があります。最近では、ごめんけんかシャモが南国市の新しい特産品としていろんなコンテストを受賞するなど、徐々に認知をされるようになってきました。本年度ひろめ市場へ出店するなど、今後の取り組みが期待されるところです。また、西島園芸団地は、来場者が年々増加し、平成27年は13万6,000人を超え、体験型観光としてイチゴ狩りなどは根強い人気があり、旅行会社のツアー商品のメニューでも多く取り上げられております。

歴史関係でいいますと、議員おっしゃられましたとおり、平成29年度は大政奉還150周年、30年は明治維新150周年であり、県を挙げて歴史博覧会が実施される予定で、南国市も県立歴史民俗資料館が拠点施設となっております。歴史民俗資料館には、本年度元親飛翔之像が建立されたところであり、歴史博をきっかけとして、関係機関、団体と連携をし、岡豊山を中心とした歴史系観光資源を初めとする観光資源の磨き上げ、集団化等により、誘客に向けた方策を検討していきます。ちなみに、ゲームソフトの会社カプコンと連携しました長宗我部ラリー、ことしで5ですけれども、を昨年10月31日から1月31日まで開催しまして、総計で380名が参加していただきまして、うち40%に当たる150名の方が県外から参加していただきました。その中でも、広島の方の方が18名程度社員旅行の一環として教育旅行として岡豊山に来て、ラリーに参加してクイズを解き、長宗我部元親のポイントで写真を撮り、観光協会に写真を送っていただきました。こうしたことが一つのヒントになってくるのではないかなというふうに考えております。

それから、香美市、香南市との3市連携につきましては、各市観光協会、商工会の協力体制のもと、昨年9月、観光誘客に向けた取り組みとしまして、香南市の天然色劇場で物部川流域

フェスタが初めて開催されました。3市からグルメの出店やステージイベントがあり、約5,000人の来場がありました。平成28年度も引き続き物部川流域フェスタを実施する予定であり、3市連携のグルメ、ステージのほか、体験メニューなども加え、3市の魅力をさらにPRできるように、より充実した内容への開催に向け、現在準備を進めております。このイベントの開催をきっかけに、より連携した取り組みを行うことを視野に入れ、継続した活動を行うことについて、3市観光協会、商工会で確認はできており、今後検討を重ねていきます。

また、昨年10月、県、四国銀行、それから地域経済活性化支援機構レビックという組織がありますが、で高知県観光活性化ファンドを設立しまして、物部川流域3市をパイロット地域としまして、観光活性化の計画を策定し、事業実施主体を組織化して事業を行っていかうとしている動きもありますことを御報告いたします。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 14番小笠原治幸君。

○14番（小笠原治幸君） どうもそれぞれ御丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

野中兼山、すごいですね。高知県の本当に大きな財源を築き上げ、南国市はもとより、室戸には港、手結にも港、西の柏島にも港、そういう大きな事業をなし遂げてまいりました。非常に大きな恩恵を受けておるわけでございます、その歴史の育んだものは、やはり行政としてもしっかりと大事にしていかなければなりません。御答弁ではしっかりとお答えをいただきましたので、ありがとうございます。

気になるのはその予算でございますが、財政課の課長より御答弁がありましたけど、毎年建設課の予算というのは、市単独予算が四千数百万円ですか。しかし、要望としては、そんなものじゃない、もっともっと要望しているはずなんですよ。いつも建設課でうまく調整をされているような感じもするんですけど、結局補正でつけていかなきゃいけない。もう過去にそういう手法でずっと補正、補正で補いをつけてやっておるわけですけど、ぜひ当初予算でしっかりと入れていただいて、要望書たくさんたまっておりますので、少しでもそれが解消できるような予算組みをしていただいて、少しでも市民の皆さんが要望してもやっていただけるような方向にしていきたいと思っております。また、その予算について、何か今度はしっかりとつけますみたいな言葉をいただいたらうんとありがたいですけど。そうはいきませんろうけど、ありましたらお答えをいただきたいと思っております。

次、香南清掃組合、結構高いもんですね。びっくりしますよね。何か南国市の庁舎が2つぐ

らい建ちそうな感じがしますが、それは特殊な機械で市民のごみをしっかりと処理していただける場所ですので。運営的には当市でも補助していかないけないと思うんですけど、普通、何でも結構収支を計算して、例えばゴミ袋を売ったお金で補いができるようなもんじゃないと思いますけど、毎年のように3億4,000万円ぐらいが処理場の建設に当たっているから予算が高いと思うんですけど。すばらしい焼却場ができると思います、近代的な。楽しみにしております。名前はもう既に決まっていたんですね。似たような名前ですけど、まほろばクリーンセンターですかね、非常にいい名前をつけていただいて、ありがとうございます。

それと、農林水産課の圃場整備ですけど、私も結構熱い思いを持ってましてね。地域のコミュニティーとかそういうところを重視した、例えば1,000ヘクタールぐらいから大分減ると思うんですけど、もし北部の圃場整備についてはその集落へ加工センターみたいなものをつくって、例えばふるさと納税の野菜の詰め合わせをつくったり、いろんな商品化できるような、そういう加工施設みたいなものをつくったりですね。中部であれば地域支援ができるような活動センター、要はコミュニティーで農園で一般市民の方が農業を体験するとか、また研修とか、そういうような圃場整備に絡め、さらに南のほうでは、ちょっとした娯楽の農地以外のところでパークゴルフ場をつくって市民が楽しめるとか、何かこれからの時代はやっぱり圃場整備もそういう市民とともに将来共有できるようなものができるかという大きな思いを持っております。

商工の課長さん、ありがとうございます。本当に私たちの事業、シャモでまちおこし、軽トラ市、謝罪の聖地ごめんなさい、ハガキでごめんなさい、いろんな事業に携わったところ、今久保課長さんのアイデアで全てほほうまいことっておりました。ありがとうございます、本当に。これで3月で課長がいなくなるのは非常に寂しく思いますが、どうか後進の方にも指導していただいて、南国市の観光またまちおこし、そして雇用創出の事業によってさらに南国市が元気が出るような御指導もいただいて。感謝をしております、ありがとうございました。すばらしい才能があるんですね、今久保課長は。ラジオ高知放送で、中四国ネットで謝罪の聖地ごめんいうてやっとなるんですよ。そのときのコメントが南国市をうまく表現して、サビレテ一でサビサビサビサビサビレラーってすばらしかったです。本当にあれはこんな才能があったかなと思って感心もします。本当にありがとうございます、感謝を申し上げます。商工の課長さんには、もう答弁はよございます。もし何でしたら、予算面とコミュニティーを交えたことについて、わかる範囲でお願いをします。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。財政課長。

○財政課長（渡部 靖君） 予算の関係なんですけれども、平成28年度におきましては、給食センター、先ほど申しましたが、街路事業高知～南国線等非常に大きな事業がありました。こういったこともあり、普通建設事業40億円というようなことで、なかなか市の単独事業でございます道路維持関連の経費に予算を計上することが難しいというようなことになっております。財政としましては、あくまでも財政の健全化、将来的な負担を考慮しながら予算計上ということが大前提となると考えておりますが、一定事業が少ない年度、そういったものも今後出てくるようになりまして、その年度につきましては予算を確保するというのも一定は今後検討していく必要があるというふうに考えておりますので、そういったことで御了承いただきたいと思っております。

○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

○農林水産課長（村田 功君） 小笠原議員の2問目のコミュニティーの御質問でございますが、先ほど御答弁申し上げましたように、28年度から地区で組織をする圃場整備委員会の中での営農部会の中で、各地区でどういう営農体系を構築していくかを3年間でまとめ上げてまいります。そのときには、集落営農等も含めて、例えば県が大規模的に計画しておりますクラスター化、核となるものがあって加工、販売等の生産体制、販売体制も構築していくというような形を地元で考えていくことが必要です。その中で、議員言われたように、加工施設あるいは地域支援あるいは娯楽としての施設、いろんなパターンのお考えが出てくると思っております。それをいかに南国市で食いとめて、ここは南国市が負担します、事業負担についても全て地元というわけにはまいりませんので、市全体でどうやって考えていくかをこれから圃場整備、3年間、地区予算の中で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 14番小笠原治幸君。

○14番（小笠原治幸君） どうもありがとうございました。予算のことについては、もう少し前向きに、市単の予算についてはしっかりつけていただきたいですね。これだけの山積しておりますよね、改修とかそういうのに。市長もそのことについては十分理解してなかったぐらい大きな金額になっておりますので、ぜひこれから反映していただいて、よろしく願いをするものでございます。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西岡照夫君） 2番植田豊君。

〔2番 植田 豊君登壇〕

○2番（植田 豊君） 植田です。済みません、大変緊張していますけれども、質問させていただきます。

3つの項目について質問をさせていただきます。

まず最初に、街角消火器について質問させていただきます。

最近、南国市の中心地等においても、商店街や住宅密集地でも、空き店舗や空き家などが最近目にするがあります。住宅そのものはもちろんですが、庭にはそのままですから雑草が生えて、特に冬場今の時期になってくると枯れ草になったりした場所も目につくことがあります。そういった中で、不審火の話も時々耳にするわけであり、もしこの草に火をつけられたらどうしよう、そんな住民の方から気になる話がありました。私自身、消防団に入っていますので、初期消火の重要性をわかっているつもりです。初期消火と言え、やはり誰もが身近にあれば使える消火器ではないかと思えます。一般の家庭の建物の中では当たり前のように設置はされていますが、屋外の設置はどうかと言え、南国市で私は余り目にするのがなかったので、危機管理課、消防本部にお尋ねしましたが、今まで街角のほうの消火器についての設置や推進などはしたことはないというお返事でした。なお、南国市内でも一部の地域では自治会等の予算だと思えますけれども、設置している場所があるそうです。

そういったことで、南国市として防災には特に力を入れているわけですので、街角消火器設置の推進や希望する自治会などに何らかの助成をすることなど検討してみてもどうかというのが今回の私の提案です。避難タワーから始まり、火災報知機、震感ブレイカー、街角消火器、細かいところまで行き届いた総合防災南国市をアピールすることによって、南国市に住む安心感が得られますし、こじつけた話にはなってしまいますけれども、住んでみたい町の条件の一つにもなるのではないのでしょうか。まず1点目が、街角消火器についてです。

2つ目になりますけれども、県政だよりさんSUN高知2月号に、新園芸システムの特集を見て、本当に初歩的な質問になりますが、質問させていただきます。

次世代ハウスの最大のメリットとして、作物の生育条件をさらに向上させるために、ハウスの天井を従来よりも2倍程度高くして環境制御装置を装備し、ハウス内の容積を大きくすることで外部の影響に左右されない管理が可能となり、より高い生産性が期待できるとさんSUN高知に書かれていました。本当に夢のような園芸ハウスシステムであるように素人なりに思いました。その中で、県内に6カ所に新たな次世代ハウスの設置が予定されていると書かれていました。それで、予定場所とそれぞれの作物の品種が決められているように書かれていま

た。南国市の場合は、パプリカが80アール、メロンが41アールになっていましたけれども、メロンにつきましては西島園芸団地さんがありますので、私なりに何とかイメージできましたけど、ピーマンが苦手というわけではないんですけど、パプリカは余り南国市とイメージ的には私の中では結びつきませんでした。県内で言えば、安芸市や春野地区にパプリカ生産者の方が多いように私の中では思っています。それで、全国的な生産地間の競争はもちろん、県内の中でも先行していると考え先ほどの安芸市や春野地区などとの熾烈な競争になると思います。出荷先の多くは、東京や大阪などの大都市中心になってこようかと思えますけれども、将来的に需要増がかなり見込めるのであればよいのですが、そうでない場合も一応想定しておかなければならないと思ったりもします。

そこで、お聞きしたい点が3つあります。

まず1つは、次世代ハウスでの就労される方は、どういう方になるのでしょうか。普通の会社のように、求人広告に応募され採用された方になるのでしょうか。というのは、先ほどのさんSUN高知特集の中に、四万十町のことし始まる事業が出てましたけども、四万十町に4.3ヘクタールの次世代施設園芸団地が完成します。県内事業者が約75人を新規雇用し、ことし8月からスタートしますとありました。既存の園芸農家さんの中にも、夢の次世代ハウスに期待し、多くの方と一緒に働ける職場になるのではないかと考えておられる農家さんもおられると思えますし、特に若い世代の農家の方は、そういうふうを考えるのではないかとも思えます。既存の農家さんの高い知識や技術を生かす職場としても期待されているのではないのでしょうか。

2つ目に、特集の中に、農業クラスターのイメージ図がありました。適材適所、人それぞれの得意分野があり、作物の生産の得意な方、研究、加工、販売などなどそれぞれの多くの職場のイメージ図が描かれていました。南国市のやり方といいますか、職場としての雇用の仕方などの予定が決まっているようであれば教えていただきたいと思えます、どうでしょうか。南国市内での就労の場として、多くの方が期待をされているはずですので、よろしく願います。

3つ目ですけども、先ほど申し上げたとおり、さんSUN高知の特集の中ではですけど、メロンとパプリカということで、生產品種を決められているように書かれていましたけれども、もし何かあったときのことでですけど、生產品種の変更や出荷量の調整やら、経営という部分で南国市次世代ハウス企業体の中で経営方針などを決めたりできるのでしょうか。県などからの一定条件が課せられて、こうせんといかんぜよ、というような話になってくるのでしょうか。それが3点目です。

続きまして、南国市制60周年についてお尋ねします。

南国市は、昭和34年10月1日に市制が施行され、平成31年に南国市制60周年を迎えます。人であれば還暦、節目の年になりますが、これまで30周年や40周年、50周年それぞれで多くの行事を行っておられますけれども、平成31年と言えば3年後で、まだ早過ぎるという声が聞こえてきそうですが、目標を掲げ取り組むには時期尚早とは私は思いません。ちょうど第4次南国市総合計画が策定され、来年度、平成28年度から10年間の計画ですので、いわば60周年を迎える平成31年までの今から4年間については、第4次計画の前半の大変重要な時期だと考えます。第4次計画の策定の趣旨の中で、市民と行政が一体となってまちづくりに取り組みます。今後大きく発展していく南国市のために、と書いてありました。多くの市民の主体的な参加を求めするには、行政から市民にとって魅力のある多くのテーマをまず投げかけ、返ってきた答えを集約し、行政に反映させることが先ほどの計画策定の趣旨の市民と行政が一体となったの達成につながるのではないかと考えます。例えば、ロゴマークの募集やキャッチコピーの募集、記念事業の募集などなどが考えられますが、節目の行事として、計画や準備にはどうしても多くの時間がかかると思います。60周年をキーワードに今から取り組んでみてはどうかというのが私の今回の提案です。機運も高まり、総合計画を底上げする相乗効果も期待できるのではないのでしょうかと考えます。

以上、質問を終わります。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。危機管理課長。

〔危機管理課長 中島 章君登壇〕

○危機管理課長（中島 章君） 植田議員さんの御質問につきましてお答えいたします。

地震火災対策につきましては、まず出火防止として、個人の家から火を出さないこと、延焼防止として、出火しても個人で行う初期消火や地域で行う消火により拡大を防ぐこと、さらに安全な避難として、火災が拡大した場合に安全に避難することの3つの視点から取り組まなければなりません。火災における初期消火は大変重要であり、かつ延焼防止には有効なものであります。地震発生時には、消防署や消防団がすぐに対応できないおそれがあるため、出火直後に住民による初期消火を行うことは延焼防止につながります。そのためには、消火器、消火用水の確保、住宅用火災警報器の設置、消火訓練への参加などの取り組みが上げられます。御提案いただきました街角消火器の設置に対する助成につきましては、現在のところ、自主防災組織及び地区防災連合会への既存の補助制度の中で消火器の購入は対象でありますので、その制度の活用をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） 植田議員の次世代ハウスについての御質問にお答えいたします。

まず、現在当市で取り組んでおります次世代ハウスは、本年平成27年度に交付決定を行い、着工、定植、収穫が始まった株式会社西島園芸団地の41アールのメロンと本年度12月議会で債務負担行為承認の議決を得、28年度当初予算で予算計上の株式会社南国スタイルの35アールパプリカ、33アールピーマンの2つでございます。南国スタイル次世代ハウスについては、議員御質問の高い栽培技術ノウハウを習得した農家の技術を生かす工夫は当然必要であり、特にピーマン栽培に関しては効果があると思います。ただ、パプリカ栽培に関しては、物は似ておりますが、ピーマンとは全く異なり、どちらかといえばトマトに似ていると言われております。4.5メートルまで茎が伸びるため、高軒高ハウスはパプリカの生産収量アップには絶対条件と言えます。温度、湿度管理、日射量等は、相当高度な栽培技術を必要とされ、過日茨城県のパプリカ栽培先進企業2社の視察の機会をいただき、2日間にわたり視察研修させていただきましたが、経営規模はそれぞれ1.5、2.0ヘクタールで、最先端のコンピューターシステムによる環境制御技術による栽培管理が行われておりました。幅員4メートルの作業道が南北に奥行き200メートルまで伸び、作業道の左右は東西にそれぞれ50メートルの施設面積2ヘクタールという巨大ハウスに、4万7,700個のキューブが整然と配され、その培地から3本仕立てで上部に3メートルを超えて伸びる茎、その茎それぞれに赤、黄、オレンジに色づいた1個200グラムを超すパプリカ、壮大というか圧倒されるものでございました。その高度な技術を要するパプリカ栽培に大きな効果を発揮するのが、今回の先端環境制御技術を施した次世代ハウスと言えます。ヤシガラ培地等での養液栽培、気象計測器、CO₂・湿度センサーにより、外気の状態やハウス内の環境を把握することにより、炭酸ガス施用による光合成促進、温風ボイラー・ヒートポンプ併用による加温・冷却、除湿器、ハウス内を同一環境にするための循環扇等が稼働いたします。ただ、全てコントロールパネルに条件設定をして入力しておけば、あとは完全制御でお任せというものではございません。小まめに日に何度も人がハウス内外の状況を把握して、ベストな生育状況を与えることが必要で、その情報を記録することによって、効率的な栽培マニュアルを構築していくこととなります。視察先では、週に1度は成長ぐあいを観察してコンピューター制御の設定値を変更しているとのことで、熟練した者の判断が必要となりま

す。

御質問の雇用につきましては、将来は病気、販売・集荷、パート管理、マネジメント等を行う数名の正職員と反当1人のパート雇用を目指と思いますが、ハウス稼働当初は、反当では複数名から始めて、能力によって選択していくことになると思われておりますが、雇用の仕方の具体策は明確なものはまだないと聞いております。

次に、生産から加工・販売についての予定につきましては、27年7月に県、市、高知大学、J A南国市、株式会社日本トリムの5社で協定を結んだプロジェクトにより、電解水素水を活用することにより収量20%増とともに、抗酸化機能を有する還元野菜としてのブランド化を図り、販路を拡大していく計画がありますが、パプリカは国内消費量の9割は韓国産が占めており、生産量にも波があります。国内産との差別化はできており、需要に供給が間に合っていない状況でございまして、まだ価格競争にはならない状況と聞いております。

最後に、県から一定条件が課せられているかの御質問ですが、当事業は、学び教え合う場として現地検討会や成果発表会等で実績を共有することになっており、事業計画は県の選定委員会の選定を経て事業交付決定を受けているため、当初の栽培作物を転換する場合や経営転換を図る場合は必要な手続を経てからのこととなります。市といたしましては、先ほど申しましたように、パプリカは相当高度な栽培技術を必要とするため、最初から全てうまくいくとは思いませんが、これからの技術習得により、近い将来、南国市産パプリカが国内市場を席卷するまでに成長していただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

〔参事兼企画課長 西山明彦君登壇〕

○参事兼企画課長（西山明彦君） 植田議員さんの市制60周年に向けての御質問にお答えします。

議員さんから御提案ありました市制60周年に向けての取り組みを今から始めてはどうかというところでございますけれども、平成28年度は市制施行57年目に当たります。正直なところ、やはりいささか早いのではないかなという印象を持っております。御指摘のとおり、60周年に向けては、第4次南国市総合計画の前期計画のスタートから4年間ということになります。ただ、市民的にもなかなかまだぴんとこないんじゃないかなというのが実情ではないかと思えます。具体的にまだいつからということを決めたわけではございませんけれども、基本的には2年前の平成29年度に市民の皆様も交えた検討会、準備会を立ち上げまして、市民の皆様にも

知を図りつつ、平成30年度の前半にはメインとなる事業を決定していかなければならないと考えております。そういった形で進めようと今現在は考えておりますので、御理解と御協力をお願いいたします。よろしくお願いいたします。よろしく申し上げます。

○議長（西岡照夫君） 2番植田豊君。

○2番（植田 豊君） それぞれの御答弁ありがとうございました。

街角消火器につきましては、答弁にもありましたように、初期消火の重要性から見ても、市民の防災意識を高め、防災コミュニティーづくりに街角消火器が一端を担うことにはなると思っていますので、ぜひ先ほどの話にあったように、消火器も対象になっているようですから、少しでも設置が進んだらいいように思います。ありがとうございます。

それから、2番目に質問させていただきました園芸システムの件ですけれども、この件につきましては、第2の質問を少しさせていただきます。

視察から始まって計画はもちろん十分であるというのはわかりましたけれども、実際生産が始まって、買っていただくユーザーといますか、どういった方面に販路を広げていくとか、そういったことが計画の中でもし決まっておられるようでしたら、今の話の中ではなかったように思いますから、お答えをお願いしたいと思います。

それから、市制60周年につきましては御回答もありがとうございます。余り参考にならないかもわかりませんが、ここに香美市の今年の3月の10周年についてどういったことを行事をしていきますかという広報を今手元に持っていますけれども、これを見ても香美市としてはということにはなりますけれども、従来の香美市がやっておられる行事を少しずつレベルアップした形で1年間を通していろんな行事をやっていきますよということになっているように見受けられますので。南国市の場合も人材のこととか財政的なこともあろうかと思っておりますから、余りそういうことをかけないようにしていくのが今のこういう時代ですので、ええがやないろうかと思ったりもします。

そしたら、園芸ハウスの第2問目のことについてお願いします。

○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

○農林水産課長（村田 功君） 植田議員の2問目にお答えいたします。

販路についての御質問でございますが、先進地での説明がありましたが、パプリカは非常に大きいものと中規模あるいは色によってもたくさんの種類があるようで、その販路に向けて種類を選ばないかんとということで、例えば小売をする場合には余り大きいものをつくると売れないよということがございました。JA南国市、南国スタイルとしてどこを目指すのかは私も具

体的には聞いておらんのですが、それによって本当は自分ところにつくったらええんですが、種からオランダで輸入するという、相当長規模な計画に基づいて展開を図らんといかんと思えますので。もう交付決定はおりてますので事業着手はできますが、そこまで考えての種類あるいは販路を先決めてから種類を決めるという手順にも入っておるのかどうかは私は把握できておりませんが、そういう具体的な例はつくっていかんと思っております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 2番植田豊君。

○2番（植田 豊君） ありがとうございます。ぜひ将来的というか、長い目で見んといかんかもわかりませんが、パプリカ、メロンが今以上にとか、南国ブランドとなるように期待したいと思います。

以上で終わります。ありがとうございます。

○議長（西岡照夫君） 17番浜田勉君。

〔17番 浜田 勉君登壇〕

○17番（浜田 勉君） 4人目となりお疲れのことと思います。少しの間、目と耳、これを私のほうにかしていただきたいと思えます。

私は、通告いたしましたのは、市長の政治姿勢、ブラボーの犠牲と62年の放置について、あるいは認知症と列車事故について、そして中学校のクラブ活動あるいは十市の海岸線の工事用の仮設道路の存続あるいは公務員のワーキングプアについてのその改善の方策は、そして緑ヶ丘の山の切り土と災害避難所のでんまつについて、ということでお尋ねをしたいと思っております。この5項目、6点であります。きょうは、今までずっとやってきました振り返る3カ月の復習、世界と日本の動きはお休みとさせていただきます、ブラボーから始めてまいりたいと思えます。

ブラボーというのは、実はまさにわやにすなブラボーであります。ブラボーというのは快哉、胸がすくほど愉快的な気持ち、これが訳文でありまして、これがアメリカの水爆実験の名前です。まさに世界とももちろん日本の我々、原爆を広島、長崎に落として、なおかつブラボーという言葉で水爆の実験をやる。そして、日本のとりわけ高知県では、室戸の遠洋漁船、これは全国でもトップクラスでありましたが、これが滅んでいくというんか、滅亡に追いやられていく一つの姿でありました。このブラボーの実験は、まさにアメリカの殺人集団としての威張り方、そしてまた核大国としての強大さ、これを見せつけろうとするその姿であります。国連の常任理事国、世界の憲兵、絶対的な軍事力、そんな軍事支配が日本の漁船、日本の船員、そしてマー

シャル諸島の住民の命と幸せ、財産を奪っていました。日本の漁船の被爆は、1,000隻とも言われています。その中でも、高知は先ほど触れたようにトップです。室戸の遠洋漁業は、これを契機に、そしてその後の鯨の問題で消滅をしていくわけでありますけれども、この被災の実態は、外務省によってまとめられました。だが、日本人に向かってはマル秘、アメリカへの報告文書づくりというふうな、まさに卑屈な姿がこのブラボーの姿でありました。補償は第五福竜丸の通信士久保山愛吉さんなど少数の人の命、主には船主とマグロの補償が中心でした。土佐清水の山下先生たちの粘り強い調査活動、高校生の幡多ゼミ、これはマーシャル諸島まで、そして日本国中に聞き取り調査を行っていました。そのことが今回の保険請求への端緒あるいはその力強い支えになったと思います。私はこのカンパで支えた高校生たちのゼミの活動、このことに改めて敬意を表するものであります。私も62、3年ごろだったと思いますけれども、3・1ビキニデー焼津集会、久保山愛吉墓参行進に参加した一人として感慨深いものがあります。

私は、このブラボーから62年間放置してきた日本政府、これについて言葉はきついかもわかりませんが、恥を知れ、日本人のために何をしたのか、というふうに言わなければならないと思います。また、ブラボー犠牲者におわびと補償をすべきだと思います。その点では、市長もかっとなって来ていると思いますので、私と気分は同じだと思いますが、どのように思っているんでしょうか。とりわけ、この今の段階で、マーシャル諸島共和国の前の外務大臣、彼がハーグの国際司法裁判所にその核保有国、これを提訴するというふうなことが今やられております。また、フランスの大統領オランドがポリネシアを訪問して、核実験の補償を改めて拡大をするということを今述べています。私はその点で、やはりアメリカの政府あるいは日本政府は、お亡くなりになっている方も含めて、被災者に対するおわびとそして補償をすべきだろうと思います。今先ほど触れましたマーシャル諸島共和国の前の外務大臣は、9歳のときにおじいちゃんと一緒に漁をしていました。魚を手を持っていました。おじいちゃんが持っていた網を手から落として、また爆弾だというふうに叫んだそうです。空が血のように真っ赤に染まりましたと述べています。日本は、非核三原則を国是としていますが、どのようなことができるのでしょうか。市長の格調ある答弁を求めてやみません。

次に、認知症と列車事故について。

私は、この最高裁の判決、最高裁が地方裁判所、地裁よりも高裁よりもずっと身近に感じたというのが今回の出来事というんか判決であります。まさに日本国中が喜びに沸騰してる、私もあすは我が身かと親近感を覚えています。とりわけ新聞論調なんかについては、皆さんも読

んでいることと思いますけれども、もう一度読み直してみたいと思います。朝日新聞の一面では、徘徊事故、家族に責任なし。社説では、問われるのは社会だ。そして耕論では、耕論というのは耕す論ですが、耕論では、認知症家族に救いと述べています。毎日新聞の一面では、認知症事故、家族を免責。社説では、現実踏まえた司法裁判所。余録では、余録というのは余った録ですが、大岡政談、大岡裁きで行政のあり方、温かさを求めています。高知新聞では、一面で、認知症徘徊事故、家族免責。社説では、支え合う社会の加速と働きかけを求めています。小社会では「恍惚の人」有吉佐和子1972年の一節、茂造がふいにいなくなり、夜通し捜した。これ44年前の小説ですけれども、まだその当時は痴呆と言われていました。そして、このときの恍惚というのは、まさにブームのように恍惚という言葉が誰もかれもが使ったことを思い出します。恍惚とは、うっとりする様子、何か恍惚というふうに言われてみると、認知症だとかあるいは痴呆だとか、そんな思いとは全く違った何か楽しいような思いになったものでした。そして、一審、いわゆる地裁では、妻と息子の監督責任を問うということで720万円の賠償。二審、高裁では、妻だけの監督責任として360万円。一、二審の判決を破棄したこの最高裁の判決、これは画期的なことであったと思います。だが、無罪放免というふうにはなっておりませんで、これはある面そういうことでなければならぬかも知れません。つまり、状況判断によってという表現がつけ加えられております。では、このような最高裁の判決をどのような形で受けとめているのか。私は、認知症グループホームの協会が出した談話、最高裁が在宅介護の実情を踏まえ、妻や長男の監督義務を否定した初めての判断。認知症の人の尊厳のある生活を守る妥当な判決。社会的な補償制度の早急な構築を求める。また、介護支援専門員協会の認知症高齢者やその家族を社会から隔絶するのではなく、社会全体でともに生きていくことを司法が宣言したもので、社会のあるべき方向性を示した。認知症と家族の会は、少なくとも普通に介護をしていれば賠償責任は問われないと受けとめ、認知症介護にかかわる人々に大きな安心と元気を与えてくれたというふうに報じています。

私は、この認知症問題、いわゆる恍惚の人、このことを思いながら、やはり避けては通れない現状になっている。では、南国市ではどうかと見てみますと、南国市では65歳以上の高齢者の人数は、男が5,814人、女性が8,208人、合わせて1万4,022人の中で1,498人の方が認知症というふうに評価をされています。11%の人が認知症と言えます。今後10年後は5人に1人と言われております。また、国の推計によると、2012年、この間ですね、462万が25年には675万から730万人というふうになってくる。まさにもう認知症というのは社会問題でなくて、近所の人の問題になってきているというふうに思います。最高裁はそのことについて監督責任を社会

性に求めています。個人ではありません。介護責任についても、夫婦の扶助の義務は抽象的なものとして、妻の監督義務を否定しています。そうすると、地域での支え合い、体制づくりが強く求められてくると思います。どのように考え、どのように取り組もうとされているのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、中学校のクラブ活動について、とりわけ桜宮高校の暴力教師、そして生徒の自殺、自死というんでしょうか、そういうような状況を踏まえたときに、では学校の今の姿です。私がこのテーマを取り上げましたのは、学校は不夜城になっている。小学校も中学校も先生方はいつ休息をしているんだろう。過重労働がありはしないか。部活やその後でのあしたへの授業のプランの作成と重なって、先生方が朝から暗い顔であったら、子供たちに精神的な負担がかぶさっていく、これは大変なことだと思っていました。私は、学校と子供たちの関係は、子供は学校に楽しい、そういうふうな雰囲気を求めていると思います。私は、学校とは、子供たちの城、子供たちの希望と喜び、楽しい学びやでなければと思っています。その館は、学業、スポーツや文化、芸術の宝庫、そして何よりも大切なことは友達づくりができる、そういう学びやであってほしいと思っています。そんなところへ桜宮高校の部活、暴力教師と抗議の生徒の自殺、さらに中学校の若手先生たちの部活顧問のブラック企業論、顧問の諾否は本人に任すべきで、公務として義務づけはだめ、この署名がもう2万人を超えているというふうに報じられておりました。これは週刊誌であります。

そこで、中学校4校に突然の訪問をして、教頭あるいは校長から部活や学校の現状についてお聞きをいたしました。各学校にもいろんな違いがあります。部活をつかもうとする、そういう能動的な先生とそれほど能動的でないと思われるような対応の先生とがあったことは事実であります。そしてまた、学校が開かれた学校としてあるいは地域の学校として学校要覧をつくっていると思います。だが、この学校要覧が不足しているのかあるいはないのか、秘密にしたのか、出し渋る先生がいたことも私は恥ずかしい思いがしました。まさに開かれた学校ではありません。そんなナンセンスなことはあってはならないと思います。そして、その学校要覧を見せることができないとしたら、もっと工夫してつくるべきでしょうし、学校要覧というのは、どういう目的でつくられたのか、教育長の答弁を求めておきます。

部活への生徒の参加状況の把握、これについても学校間によっていろんな違いが、受けとめ方のロマン差が違ったというふうに思いました。もちろんこれは生徒数によって部活への参加状況の多少によって、先生方の取り組みも変わってくると思います。また、部活への参加の状況のおもしろくと思ったのは、学校によって、学年によって、参加ががぼっと違う、そんなふ

うなことを見ることができました。これは、部活先生の不足なのか、あるいはその部活先生の不足としたならば、伸び行く子供たちのその能力、これを抑えていることになったりはしないのかというふうにも思ったりいたしました。

そこで、お尋ねをいたします。

部活ブラック企業論では、労働過重、土日、祭日等の出勤への評価あるいはサービス残業、報酬や代休等の配慮、このことをブラック企業論の中では指摘をしていますが、その点では南国ではどうなんでしょうか。あるいはそのことについてどのような認識でしょうか。その点で現状はどうでしょうか。それについての検討などをされているんでしょうか。お答えをいただきたいと思います。

そして、暴力との問題です。暴力と死という問題が現実問題として直面してまいります。暴力と教育は相入れないものと思いますが、どのように教育行政の中では暴力と教育の関係を論じているのか、お答えをいただきたいと思います。

次に、十市の仮設道路の存続を求める立場から質問をいたします。

皆さんも御存じだと思いますけれども、三和地区の海岸線あるいは十市の海岸線では、沖へ抜ける道がありません。十市は札幌の通りでも旧春赤でとまり、あえて言えば石土地の南、これも軽四道路。浜改田では琴平のところが沖まで行けますけれども、せいぜい2トン車どまり。そして本村は今や軽四までのフリーパス道路。そんな中で、今海岸線へ向けてつくられようとしています仮設道路、これへの期待は想像以上のものでありました。昔は、おくれた状況打開のために、西南開発委員会というのがつくられて、稲生から蛸の森を越して春赤線まで通る道をつくりました。これで西南開発の役割は終わりましたけれども、この委員会の提案者は、市長のおんちゃん、山清さんの提案でできたものでありまして、何となく私もそんな点ではこの西南委員会に郷愁を覚えるものでありました。だが、この西南委員会は役割を終わりました。次はその役割の組織はありませんけれども、その地域から寄せられる海岸線への期待、これはこのような形で表現されました。実は3週間ぐらい前、夜電話がありました。勉さん、あ、よかった会えた、というのが始めでありまして、仮設道路への期待と喜び、そして失望、ぬか喜びが話されました。ほら今つくりゆう道よ、あそこはずっと前、市有地を使うて、民地もオーケーで道をつくるようにしよったのがよ。けんどそれが何となく議員さんに頼んじよったけんどいかにぎって、それが終わっちゃらね、というふうな電話がありました。ほんだら今つくりゆうやないか、やりゆう人にありがとう、よかったと言うと、おばさん、沖の堤防工事が終わったら壊すがぜよとのこと。そらいかんと部落の会や婦人部の会で話すと、そりゃ残いてもらわ

ないかんぜよ、というふうに歴史的な期待と喜びが私のほうに要請として伝わってまいりました。これに応えなきゃ行政とは言えんじゃないかというふうに思いながら、ましてやそのつくったものを壊すよりも、つくったものを存続させていく、このことはもっと容易だろうという期待を私自身も持ちながら、そら残すようにせないかんのうというふうなことで話をいたしました。

そこで、私は実現可能な条件であろうと思います。市長、または課長の任せなさい、の声を求めて質問いたします。

次に、公務員のワーキングプアについてお尋ねをいたします。

地方公共団体が財政的な厳しさの解決策として一番容易な方策として、職員の削減、賃上げストップという方法がとられてまいりました。財政上の改善は図られたと思います。だが、職員の定数割、定数割というんか少ないというようなことですね、いかんとも仕方なく、業務にあるいは幹部養成に、行政の継続性に、市民とのあるいは人的な連関に心配が問われるようになってまいりました。最近では、職員の採用も大きく改善され、定数への接近が図られてまいりました。ことしは20名というふうな職員採用となっております、喜びを持って迎えたいと思っております。だが、公務員がワーキングプアと言われる、そのランクにいるということであったとしたら大変な危惧を抱くものであります。公務員でさえあれなら、民間にあつては当たり前でも構んよとなってしまう。公務員が低賃金のモデルの固定化、その先導役になってはたまりません。今、同一労働同一賃金論がにわかのように言われております。この同一労働同一賃金は、賃金差別をなくすため、早くから確立している国際労働基準です。さらに、同一価値労働、同一賃金原則へと発展をしています。今日ILO、国際労働機関では、その憲章では、男女の同一報酬に関する条約、これは非正規労働者の賃金差別撤廃にも適用できるものと考えられています。国際的には常識となっております。今、日本の労働者は、非正規が4割となっております。この労働者環境の是正なくして労働者の賃金向上、国民の生活向上の生活権の確保、向上はないと思います。今の非正規労働者の賃金水準は、正規と比べてフルタイムの人も6割。ドイツでは8割、フランスでは9割と比べても低い現状です。さらに、非正規職員には、長年の経験を評価する仕組みもありません。長く勤めても賃金がほとんど変わらないことが改善策として求められています。では、正規と非正規の生涯賃金を見ても、20歳から64歳までということで試算をしておりますけれども、正規の男女平均は2億3,229万円、そして非正規の方が1億2,749万円。男だけで見ると2億5,079万円、そして非正規は1億4,615万円。女性のほうでは、正規が1億8,519万円、そして非正規の方は1億1,144万円と、単純に見ると

1億円の差があります。同一労働同一賃金の確立は、みんなの共通的なテーマであります。また、従業員別に見ると、5人から9人で正と非の関係は70.9%、じゃあ1,000人以上の大企業ではどうか、47.5%。大企業ほど差別の定着化があり、差別が温存されています。低賃金の土俵にしようけを上げるというずるさです。この実態から見て、4割の非正規労働者の改善、正規化が図られなければ格差の問題、働く人たちのワーキングプアの改善はありません。これは全体論の話ですけれども、そこでお尋ねをいたします。

現在の市役所の労働者の実態、パートさんの姿、労働時間ごとの人数と賃金、いわゆるフルタイム、嘱託、再任用の方なんかの具体的な状況に数字で結構ですけれども、お答えをいただきたいと思います。

次に、緑ヶ丘の山の切り土についてこれのてんまつ、これはどうなっているのかということであります。

その前に、東北3県の市町村の職員のストレス、これが過重労働あるいは責任感との摩擦、交錯があって、長期養生者がいるという、普通のところよりも1.3倍の労働者が養生をされているということが報道されました。こんな事象が南国市でもあるとしたら、早期の回復を願ってやみません。

実は、このてんまつ記、いろんな方からいろんな角度からお教えをいただきました。私は、最初のメガソーラーの取り組み、この買い取りのときから業者の側は土を狙っていたと思います。いわゆる土の活用、それが市長から拒否されたら、新たな策として避難所を無償で設置しましょうという甘い蜜、だがそこは土砂災害警戒区域であったわけです。その避難所の不適なところに、業者は土砂災害警戒区域をまず知っておったと思いますけれども、相手は老練ないわゆる土建業者でありますから、そのことを知りながら甘い蜜を振りまいてきたというふうに私は思います。特に、市役所のほうでの回議書を見てみますと、回議書のメンバーには、避難所の責任者ともなるべき危機管理課、さらに都市計画課が入っていませんでした。そのところから、いわゆる土砂災害警戒区域がそのまま避難所として受け入れることができるような錯覚を生んだのではないかと思います。つまり、そのことは、庁内全体で対処するという姿勢が欠けていたのではありませんか。私は、財政課主導の避難所設置論、これはただほど高いものはないという格言をかみしめてほしいと思います。また、市長は、8月29日現地説明会で、私の判断は間違っていないと述べています。そして9月16日には工事中止を伝達していますが、この間、特別な事情が発生したのでしょうか。10月9日には後始末のために、県を訪ねて施工方法をただしていますが、ではそこでお尋ねをいたします。

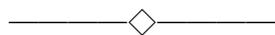
切り土の後始末のため、県を訪ねて、そしてそこで教えを請うて、その後の進捗状況というのはどのようになっているのか。そして切り土の処置です。土の量はどれぐらいあったのか、これは土は、時は金なりではありませんけれども、土も金です。とりわけ土建業者、特に開発業者でありますから、開発業者はこの土の活用、土の利用、これには熟達した能力を持っています。その土の量はどうか、そして売ったんですかあるいはやったんですか、捨てたんですかということをお尋ねしたいと思います。

そしてまた、地域の人たちが、やはりそういうふうな行政の姿について、いろんな角度から対処したと思います。その点では、やはり現地説明会を早期に開き、このことの終結を図るべきではないかと思います。

なお、この土の切り土の後、盛り土論というのが出されておりますけれども、私は行政視察で和歌山のほうの五條市のほうへ視察に行きました。そこで深層崩壊というのをもちろん写真でありましたけれども、あるいは山の姿を見てまいりましたけれども、そのことが懸念されますので、このことについては十二分の検討をお互いにされんことを求めて、質問いたします。

○議長（西岡照夫君） 10分間休憩いたします。

午後2時36分 休憩



午後2時48分 再開

○議長（西岡照夫君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

浜田勉議員に対する答弁を求めます。市長。

〔市長 橋詰壽人君登壇〕

○市長（橋詰壽人君） 浜田勉議員の随分前の事件であるわけですが、私が知り得ている限りの範囲において、いわゆるビキニ環礁におけるアメリカの水爆実験、これキャッスル作戦ブラボーと呼んでいるようでございますが、これについて御答弁を申し上げたいと思います。ただ、この全体の被爆者に対する補償云々の問題は、これは国レベルの問題でございますので、私一地方自治体の長が申し上げるべきことではないと思っておりますので、この部分については差し控えさせていただきます。また、非核三原則については、基本的に堅持していくべき問題であると考えております。

いわゆるビキニ環礁における水爆の実験で、なぜこういうような事態に至ったかということですが、時代柄、当時のアメリカ軍自体もこのときの水爆の威力を4ないし8メガトン級の規模で考えて見積もっていたということなんですが、実際はこれを大きく上回りまして、

15メガトンの規模であったということから、当初アメリカが設定しておりましたいわゆる危険海域といいますか、水域といいますか、この区域の被爆いたしました第五福竜丸、久保山愛吉さんという方が被爆後、半年の後に亡くなっておられるわけですが、危険区域外で操業していたにもかかわらず、23名の乗組員全員が被爆をしてしまった。これは、私が考えるというよりも、これは恐らくマグロ漁船の漁法は、いわゆるマグロはえ縄でありまして、延べ縄、はえ縄をずっと餌をつけて流しながら行くわけですが、これを急いで危険区域外に出ようとはしたわけですが、この延べ縄をたぐり寄せてするのに非常に時間がかかってしまったということらしいです。そこで、全員23名が被爆したということで、この乗組員の中には、昨年でしたか、現地での状況なんかについて当時の写真とかそういうものを交えながら放送がなされまして、私もずっと見せていただいたわけですが、当時の乗組員の方はほとんど亡くなっておられる、いうことでございます。しかも、この事故が起こった1954年ですか、というのは、私が1946年の生まれですから、ちょうど私が8歳ぐらいのときですけれども、この第五福竜丸という名前、そして久保山愛吉さんという方は無線長だったらしいんですが、この名前ははっきりと覚えております。

そしてまた、この1954年という時代、この時代はどういう時代であったかといいますと、1952年、つまりこの事件が起こる2年前にサンフランシスコ平和条約が締結されまして、少なくともアメリカとの間の戦争、これが条約ではっきりとそういう意味での終戦を、これで終わりだ、終戦だということを書面上で当時の吉田茂首相だったと思うんですが、サンフランシスコで講和条約を結んだと、こういう時代であったわけですが、このことが明るみに出、大きく取り沙汰されると、やはり日本は唯一の被爆国でありまして、こういうことが再燃する、国民から大反核運動が起こる、こういうアメリカが非常にそういうことも恐れたことであります。そして、日本はというと、日本は敗戦から立ち直る、このことでせつかく条約を結んで2年が経過しただけのときで、いろんな意味でアメリカからの立ち直るための援助が欲しい、こういう時代背景にあったことは間違いないと思われます。そういう中で、早々と幕引きが行われた。ただ、被爆された方に早々と見舞金といいますか、そういうものが1人200万円ですか、払われて、これは日本政府にだと思うんですが200万ドル、200万ドルといいますと当時のお金で7億2,000万円ぐらいですか、これが1955年に支払われております。そういう時代背景の中にあっただけではなかろうかと思えますけれども。私は昨年見た、あれはタイトルは何という題だったか思い出せんのですが、土佐清水の方なんかたくさん出たと思えますけれども、とにかく焼津港が母港だったと思うんですが、そういう船が上がって、被爆船、そして漁でとった

マグロも被爆しておるということで全部廃棄されたと思うんですが。そうしたことになる、非常にどういいますか、敬遠、そういう品物、マグロに対して敬遠されるということで、高知から盛んに当時行った室戸の漁船なんかもこれを余り公言しない、あのマーシャル群島のほうへ行ってとったマグロだということは公言しない、こういう風潮にあったようでございますし。その第五福竜丸に乗っていた乗組員は、母港が焼津でございますけれども、その船に、船は被爆しておりますので、そういう漁船に乗ることなく、焼津を離れるというような寂しい結末になったようでございます。そのことはそのことといたしまして、やはり時代背景、恐らく私は年表を追ってはつきりは知らないわけでございますけれども、1950年代というのは、非常に厳しいアメリカ対ソビエト、当時はソビエトでございましたが、ソビエト連邦との核をめぐる問題であったり、米ソのそういう冷戦といえますか、そういうものの厳しい時代ではなかったらどうかというように思います。それはいずれにしましても、そのはざまにあった日本が、そういう意味で第3回目の被爆、広島、長崎に次いで3回目の被爆を受けたという大変痛ましい事件。しかもこれが後でわかったことなんですが、その第五福竜丸以外にもこの危険区域で数百隻の船が操業し、約2万人前後の漁師の方々が被爆ないしそういうことに遭ったのではないかと考えております。今はビキニ環礁なんていうと、何か南の平和な島のようなイメージがするわけでございますけれども、本当にあの時代というのは、核を背景にして、せめぎ合いをしておった時代でありまして、本当にそういう意味ではやはり核のない世界の実現ということが強く望まれるなということを痛感いたします。

この件に関して、私からの答弁は以上でございます。

もう一つの問題でございます認知症と列車事故ということで、認知症の方による鉄道事故への賠償責任の判決を受け、私の認知症施策に対する考え方を聞かれたわけでございますが、私自身、今回の裁判は大変注目をしております。この内容は、自宅で夫を介護していた介護1の妻と、妻を両親の近くに転居させ自分も月に3回横浜から戻ってきた長男は、監督義務者に当たるかどうか争点になったものでございました。判決は、一審、二審判決を破棄し、今回の事故については家族は監督義務者に当たらないということでございました。認知症の御家族を懸命に介護されている方々にとりましては、大変不安なお気持ちが和らいだのではないかと、このように思います。しかしながら、今回の判決では、事情によっては監督義務者に当たる場合もあること、あるいは損害を受けた側への対応などの課題が浮き彫りとなりました。これまで何度も認知症問題は取り上げられてきましたが、改めて私たちは認知症の方にどう向き合っていくべきなのか、もう一度社会全体が考えていくきっかけにし、この課題に取り組んでいか

なければならぬと考えられました。高齢者の方皆さんが認知症に対する不安をお持ちだと思います。認知症の方とその御家族が安心して暮らしていけるような地域づくりに取り組んでいくことで、全ての高齢者が安心して生活できる南国市づくりにつなげていきたい、このように思います。

以上で答弁とさせていただきます。

○議長（西岡照夫君） 長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） 浜田勉議員さんの御質問につきまして、市長の答弁を少し補足させていただきます。

2012年には全国で462万人と言われております認知症の方は、高齢化の進展とともに増加して、2025年には700万人程度になると言われております。南国市でも高齢者、そして後期高齢者が増加していくにつれまして、認知症の方々が増加していくと思っております。市ではこれまで認知症サポーター養成講座によります認知症への正しい理解の周知、認知症家族の会「えがお」の会への支援、危機管理課・南国警察署との連携によります防災行政無線を活用した徘徊への対応、いきいきサークル活動など、高齢者が家に閉じこもらないような取り組みなど認知症対策に取り組んでまいりました。来年度は、認知症の初期の支援を集中的に行う初期集中支援チームの開始、そして地域の実情に応じて認知症の人や認知症と疑われる症状が発生した場合にどこに相談に行けばいいのか、どのような支援を受ければいいのかなどをまとめた認知症ケアパスを作成いたします。

先ほど市長が答弁いたしましたように、高齢化がますます進んでいく日本にとりまして、認知症は社会全体が取り組んでいかなければならない課題であります。認知症の方やその御家族が安心して暮らしていけるような地域になるよう取り組んでまいります。

○議長（西岡照夫君） 教育次長。

〔教育次長兼学校教育課長 竹内信人君登壇〕

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 浜田勉議員さんから中学生のクラブ活動、部活動についての御質問がありましたので、お答えをいたします。

浜田議員さんの御指摘のとおり、今日、教員の時間外勤務の激化、長時間労働の問題に関しましては、全国的にも報道等で大きく取り上げられております。南国市の中学校におきましても、決して例外ではございません。南国市内では、中学校の規模により部活動の種類はさまざまですが、学校組織体制の中で学級担任と兼務している部活動顧問の割合は高くなっております。

す。また、対外試合等でけが等への対応もあり、複数引率しなければならない事情もあり、多くの教員が部活動顧問として勤務しております。通常、各部活動の顧問は、日々自分の担当する学級の授業、終学活の後、それぞれの担当の部活に行き、日々子供たちとともに汗を流し、子供たちの成長を一番近いところから見守り続けており、日ごろの授業や学級活動では見せない子供の一面を知り、生徒理解には大変役に立つものと考えております。しかし、一方で、部活動終了後は、不登校生徒宅への家庭訪問、そして配慮を要する生徒についての学年会を開いて情報共有を行ったり、翌日の授業の教材準備等、その業務は多岐にわたっており、夜遅くなることも少なくありません。南国市教育委員会といたしましても、教員の多忙化を少しでも解消すべく、行事の精選、これは約2年をかけて検討委員会を立ち上げて行事の精選を行ったり、教職員衛生委員会を立ち上げ、これは委員に産業医として精神科医に入ってもらい、メンタル面の御指導をいただいております。さらには組織力向上のため、教務主任研修会を実施するなど手だてを打ってまいりました。しかし、学校現場の現状は、部活動の指導だけが過重ではなく、生徒指導上の諸課題や不登校生徒数の増加の問題、また次期学習指導要領への改訂に向けた新たな教育施策等への対応等、年々さまざまな課題を抱えていることも事実でございます。南国市教育委員会といたしましても、国や県の動向を注視しながら、教員の多忙化や多忙感の解消に向けた取り組みを検討してまいりたいと考えております。

それと、部活動の体罰についての御質問がありました。大阪での事象の以後、毎年調査も行っておりますが、指導法の改善とか体罰のない部活動が実施されております。南国市におきましては、大野教育長が先頭に立って体罰はいかんとおっしゃっていますので、間違いがないのではないかというふうに思っております。

次に、学校要覧につきまして、浜田勉議員さんが非常に失礼で不愉快な点があったことにつきまして、この場をおかりしておわび申し上げます。日々の忙しい状況の中で、何か行き違いがあったようではございますが、学校要覧につきましては、保護者、地域の関係機関等への理解を図ることを目的に各校の教育計画とか教育活動の概要をわかりやすくまとめた小冊子でございます。学校長が学校組織とか学校経営について説明するための資料として活用をしております。取材とか調査ございましたら、また行き違いがないように、学校教育課のほうに御連絡をいただきましたら、そのことを学校に伝えまして、内容について、また時間確保もさせていただきます。資料も用意するなど、不都合がないように今後はいたしますので、ぜひともまた御連絡をいただけたらと思います。

○議長（西岡照夫君） 建設課長。

〔建設課長 松下和仁君登壇〕

○建設課長（松下和仁君） 浜田勉議員さんの御質問にお答えいたします。

国交省において、海岸堤防工事のため、新しい県道春野～赤岡線、通称黒潮ラインから旧県道春野～赤岡線、現在の市道久枝～十市線までの間に仮設道が設置されております。さきの12月議会の浜田憲雄議員さんの御質問の中でも答弁いたしましたとおり、新しい県道春野～赤岡線と旧県道春野～赤岡線、現在の市道久枝～十市線の間は南北に結ぶ路線が少なく、緊急車両の通行に支障を来しております。南北に及ぶ道路の必要性は強く感じているところでございます。南国市が市道として活用するためには、用地を購入し、擁壁等の道路工事を行う必要がございます。南国市としましても、安全・安心な暮らしを支える生活道となると考えております。議員さん言われるとおり、仮設道の土地には、南国市所有の山林のほか、2名の地権者の土地がございます。今後、十分に国交省と協議し、道路用地の地権者の皆さん、地元地区の皆様の御理解と御協力を得ながら、関係各課とも協議を行い進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 総務課長。

〔参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長 田淵博之君登壇〕

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（田淵博之君） 浜田勉議員さんの御質問についてお答えいたします。

議員さんが言われるワーキングプアの問題は、国全体の問題であるとともに、深刻化していると認識をしております。御質問の市役所での非正規職員の実態についてでございますが、平成27年4月1日現在で、保育所、学校を含めて短時間パート職員83名、その内訳は2時間パートが2名、3時間パートが14名、4時間パートが22名、5時間パートが14名、6時間パートが31名となっております。それにフルタイムの臨時職員は98名、嘱託職員が78名、合計259名を雇用しております。正規職員が411名と再任用職員が23名でありますので、非正規職員の割合は34%程度となります。先ほど言われた全国的な割合とほぼ似通った状況であると言えます。非正規職員の賃金は、正規職員の高卒初任給を基本としておりますが、特に資格などが必要な職場に配置している方については一定の増額をしております。しかし、フルタイムの臨時職員の年収は、通勤手当を除いた場合、約160万円であり、社会保険等の掛金を控除することなどを考慮しますと、決して高い金額ではないと思います。人事院勧告で改定のあった場合、賃金などに反映をするとともに、休暇の付与など労働基準法に基づいて一定の改善は行っておりますが、勤務年数によって増額する制度にはなっておりません。今後とも公務労働の一翼を担っ

ていただいております。非正規職員の労働条件の改善は課題であるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 財政課長。

〔財政課長 渡部 靖君登壇〕

○財政課長（渡部 靖君） 浜田勉議員さんの緑ヶ丘市有地の切り土と災害避難所についての質問にお答えいたします。

緑ヶ丘地域に係る市有地につきましては、平成26年2月25日に株式会社和住興産より太陽光発電施設の整備のため市有地の売り払い申請が提出されておりました。しかしながら、計画内容が山林約25メートルの切り下げを伴うため、周辺住民の反対意見が多くあったため、不許可の通知をいたしました。その後、平成27年2月4日に社名のほうが変わっておりますが、株式会社和住工業から市有財産工事許可申請書が提出され、計画では市有地の高さが35から40メートルとし、天端部分には住民の憩いの場として遊歩道を設置し、緩衝帯には桜を植栽し、近隣住民の憩いの場を設置、災害時には地域の避難場所として活用できるという整備計画の上で許可申請が出ております。こうしたことから、同年2月23日付で市有財産工事許可書を送付いたしました。7月に住民の方より工事が行われているとの連絡があり、着工届の提出及び住民への周知がなかったことから、7月21日に工事中止の通知を送付いたしました。住民の方に対しまして経緯を説明するため、7月26日には地元自治会役員会への説明会を開催、8月29日には市長も出席しての説明会を開催いたしました。反対の意見が多く、10月25日に現状にて工事を中止することの報告、説明会を開催し、工事箇所への回復等については住民側代表へ連絡することといたしました。11月26日には市有財産工事許可取り消し通知書を送付いたしました。許可取り消しに伴う工事箇所の回復計画書の提出を求めています。現在、未提出でございます。このため相手方に対しまして、提出の要請を行っており、今後提出されましたら地元への説明報告をしていきたいと考えております。

なお、工事許可につきましては、遊歩道、桜の植栽等による憩いの場の整備を相手方が行うということが条件でありましたので、土を相手方に売るといふ、そういった考えはございませんでした。また、切り土の量につきましては、工事の中止を指示し、その後も取り消しということにいたしましたので、現在どれだけのものが削られているかというところまでは把握しておりません。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 17番浜田勉君。

○17番（浜田 勉君） お答えをいただきました。市長と長寿支援課長の答弁についてはイエッサーであります。あとの部分について再度質問をしたいと思います。

教育次長のお答えをいただきましたが、行き違いがあったというふうに言えば行き違いでしょう。ただ、私も身分も明らかにしてこういう目的で来たというふうなことをお話をしましたが、学校対応が均一でなかったということは触れておきます。

そして、要覧の問題については、なぜ私が要覧を言うのかといいますと、要覧の中に学校の状況が一つの資料として出されていると。それを参考にしながらどういうふうに取り組んでいるのか、そして私のほうの調査要旨は、学校の制度、そしてクラブへの参加状況、そして先生方の顧問の配置などについて説明を求めたわけであります。そして、前は部長という表現でしたが、今は顧問と副というふうになっておりまして、そういう点でじゃあ子供たちの成長していく過程を支え得る内容なのかというようなことまでお聞きをしたかったわけでありますけれども、これはもうはっきり言って、部活についての捉まえ方の違いが端的に出て、うさん臭そうに何だそんな面倒くさいことを言うて、というふうなことを顔へありありと書く人もおりました。私の不愉快という意味ではなくって、なぜそういうふうにご子供たちの日常的な問題について把握する、そのことを何か避けているような雰囲気があったものですから、こんなんじゃないという思いを強くした、というのが私の気持ちであります。

そしてまた、いわゆる学校が、ブラック企業というふうな表現で週刊誌ではでかでかと書かれています。いわゆる学校がブラック企業というふうなタイトル、これは週刊誌がおもしろ半分に見ても、余りにもひんしゆく、言えば非常識と言わなければなりません。あるいは、それぐらいにしか学校の状況がその週刊誌の記者の認識の範囲なのかというふうに思ったりもいたしました。

では、先ほどの続きの質問でありますけれども、ブラック企業の中で、代休あるいは日、祭日等の評価についてあるいは報酬について、もちろんまだ子供を連れていくことについてももちろん今は市のバス、学校のバス、いろいろあると思いますけれども、そんなのを含めて、先生方の捉まえ方が「やれるかや」というふうなことがこのブラック企業論の根拠になっていると思います。だから、ブラック企業論について反論があれば、それをしていただきたい。そして、代休や残業や報酬等についての取り組み、これの現状について今対処の方向あるいはそれについての見解、これを今検討しているということであれば、その検討内容についてお答えいただきたい。

それと、仮設道路について、これは再質問ではありませんけれども、私は市民の生活道、そ

して今までなかった道ができることへの喜び、これについて行政として応えるということで、さらに全力でこの用地の問題も含めあるいは工法の改善の問題もあると思います。これについて建設課長、よろしくお願ひしたいと思います。

教育次長のほうに主に再質問ということになりましたが、今の代休や残業や報酬等あるいは日、祭日等についての評価についてブラック企業論という形で出されていることについて、私もブラック企業論というのは不愉快な思いで読んだわけでありまして、教育次長の思いを述べていただきたいと思います。

そして、要覧については、要覧の目的については触れられましたが、實際上、要覧というのは不足なんですか、それとも不足でないんですか。プリントは渡してはならないくらいの枚数しかつくっていませんか。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 浜田勉議員さんからの第2問目の質問でございますが、部活動を含めて、教員の長時間勤務については、昨年南国市は、今データを持ってきてはないんですが、南国市はタイムレコーダーを使いまして、実際にどれぐらいの超勤があるのかという実態調査も行いまして、先ほども申しました教職員衛生委員会の立ち上げに至ったわけでございます。特に、この超勤とか過重労働から来ます教員の精神的疾患、メンタル面での病休も毎年何名かは出てきておりますので、そういったことについての対応を産業医、精神科医の先生に御指導をいただいているというのが現状でございます。土日に部活動で出勤をしても、代休というのはほぼございません。超勤手当で、部活動手当と正式にはいうんですけど、対応しておるところでございます。

それから、そうはいいましても、先ほども言いましたように、日ごろ見れない子供の表情だとか、また違う接し方ができるということでの部活動の意義というのは非常にあるというふう
に認識をしております。

それともう一点、失礼をしました学校要覧についてですが、この内容については、各学校それぞれ違います。学校長が説明に必要であるという項目を上げておりまして、個人情報等も問題のないわけですので、お渡しできるような形ではどこの学校も準備はしております。ただ、この時期になりますと、どれぐらい各学校に残っておるかということは把握できておりませんが、お申し付けいただきましたらそれぞれの学校の要覧についてはお持ちできますので、また言っていただきましたらと思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 17番浜田勉君。

○17番（浜田 勉君） 今次長のほうからお答えいただきました。それはそれとして、今僕が気になっているのは、代休はわかりました。いわゆる報酬、休みの日の場合は2時間まではあるいは2時間以上というふうな、週刊誌では、ぼったりやっても1,000円というタイトルですね。週刊誌ではそういうタイトルで出ておりましたが、南国ではそれよりももっと工夫されて出されていると思います。そういう点で先生方はそれで納得をしている。というのは僕が全国で2万の署名がぱっと集まったというふうに週刊誌で書いてありますので、そうなる、それが先生方の部活への言えば表現として何か今次長が述べたように、子供の成長を見ていく内容としては物すごい部活というのはいいんだというけれども、その一方、署名をした人たちは、部活というのは負担でたまらん、という負担の内容としてそんなふうな報酬問題だとか評価の問題、これなんかがあると思います。南国市では、その報酬等についてあるいは現状でいいというふうなお考えなのか、あるいは改善をしていかなければならないのか、その点をお答えをいただきたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。教育次長。

○教育次長兼学校教育課長（竹内信人君） 県費負担教職員の待遇、勤務につきましては、県内一律でございまして、南国市の教員が特別な手当とかいうことではなくて、県下一律で行われております。

それと、署名があったということも私ネットのほうでしか見てはないんですが、高校の教員がその専門性を生かすために県外では部活動はどうしても担当しなければならないというようなことであったように思います。義務教育の場合につきましては、子供たちに寄り添うということがすごく大事になってきておりますので、確かに多忙感、多忙化は問題ではあるんですが、それなりに意義はあるものというふうに考えております。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

〔12番 村田敦子君登壇〕

○12番（村田敦子君） 本日最後の質問者として、通告に従い市民の方々の声を届けます。5人目となりお疲れでしょうが、よろしく願いいたします。

1 問目は、要介護認定者全員に障害者控除対象者認定書を送付することについて質問します。

2 月広報のお知らせの中に、要介護認定を受けている方へという記事がありました。対象年の12月末日時点で要介護度2から5の65歳以上の方は、障害者手帳交付の有無にかかわらず、障害者控除の対象となることがあります。その場合には、長寿支援課が発行する障害者控除対

象者認定書が必要になりますというものです。要介護2の場合の控除額は、所得額が27万円、住民税は26万円、要介護3から5の場合は、特別障害者控除が受けられ、控除額は所得税が40万円、同居特別障害者は75万円、住民税は30万円、同居特別障害者は53万円です。要介護状態の方の負担を、また扶養されている方の負担を軽減できる制度ですので、対象者の方全員に行き渡らせることが必要ではないでしょうか。広報の記事に気づかない場合もあり、記事の内容が把握できない場合もあります。要介護認定対象者は市役所でわかるのですから、申請だけでなく、全員に送付することが可能です。2月の初めに市民の方からお話がありました。確定申告に必要なので、保険料納付証明書をとりに市役所に来たが、どこに行けばいいのかと受付で訪ねると、御案内しますと窓口まで連れて行ってくれた。用事が済んでトイレに行こうと思ったら、以前と様子が変わっているので場所がわからず、また受付で訪ねたら、今度もトイレまで案内してくれた。今まで市役所に来た中でこんなに親切にされたのは初めてで、とてもうれしかった。ぜひこのことを伝えてくださいと言われました。市長がいつも職員に言うておられる市民に優しく笑顔で接してくださいということが実践されています。

そういう観点からも、要介護認定者には申請がなくとも障害者控除対象者認定書を送付するようにできないでしょうか、お聞きをします。

また、南国市の場合、要介護認定2からの対象となっていますが、全国的には要介護1から対象とされている自治体が多いようです。介護状態になるということは、経済的負担もふえるということですが、年金は削減される一方の中で暮らしは大変、身体機能も低下をしています。要介護1の方も対象にして、本人も扶養されている方にも負担軽減を図ってほしいと思います、いかがでしょうか。

2問目は、高等学校等の給付制奨学金制度の創設について質問します。

南国市では、子供たちが貧困の連鎖に陥らないようにと低所得世帯の子供たちの学習支援が行われています。他の自治体よりも先駆けて、平成23年度から生活保護世帯の子供たちを対象に始められ、平成26年度からは準要保護世帯の子供たちにまで学習支援の枠を広げています。19時まで学習指導してくださる福祉事務所を初めとする市職員や大学生の温かい心に感謝をいたします。その成果は、高校への進学率の増加、公立大学への合格と目に見える形であらわれてきていると福祉事務所長の報告でお聞きをしました。また、学習終了時間になっても帰ろうとしない子に、続きは家でしいやと言うと、お母さんの寝てる部屋だからできないと学習スペースがないことを言ったという報告を聞き胸が詰まりました。子供たちの学力は向上しても、家庭の収入や環境は変えようもないのです。香美市では、10年前の土佐山田町、香北町、物部

村が合併したとき、土佐山田町が行っていた給付制奨学金制度を継続しています。平成23年度378万円の予算のときに、非認定が認定数と同じぐらいだったので、平成24年度は500万円の予算を計上したが、非認定が十数人あったので、平成25年度から650万円とし、対象者に行き渡っているということです。専修学校、各種学校は対象になっていないので、対象になるようになればということでした。高校は月1万円、大学、短大は月1万3,000円が給付されていて、他の奨学金との併用も認められています。対象は65%が高校生、35%が短大、大学生です。低所得の家庭の子供たちにとって、市が給付してくれる奨学金は、どんなにか心強いものです。OECD諸国の中で、高等教育に対する支出割合が最も低い国は日本とチリ、韓国でしたが、韓国は2008年から給付制の奨学金を生活保護世帯から開始し、対象を低所得層、中間層へと広げています。チリも2015年、低所得層の授業料を国立、私立とも無償化することを決定し、今年度からスタートします。日本政府だけがこの20年間、学費を値上げし続けています。日曜版赤旗新聞に掲載されていた地方の国立大学の3年生の話では、母子家庭で、親からの送金も少なく、貸与の奨学金とアルバイトで生活費、学費を賄ってきましたが、教科書は数千円と高いので、半分以上は買えず、授業に出席してもついていけず留年しました。そのため、4年目のことし、奨学金は停止をされたということです。もし香美市の方だったら、月1万3,000円の奨学金で教科書を買うことができ、留年しなかったのではと思わずにはられません。

行政には国に対し学費の無償化や給付制奨学金の創設を求めていただくことをお願いします。そして、市の学習支援で高等学校へと進んだ子供たちに、市の施策がさらに生きるように、給付制奨学金の制度創設を図ってはいかがでしょうか、お尋ねします。

3問目は、物部川流域の水辺林整備活動について質問します。

三嶺の森をまもるみんなの会の活動は、2007年8月の設立以来、行政と協働のボランティア活動として、防鹿柵設置、樹木のラス巻き、土壌侵食防止マット張りなどを行い、鹿の捕獲活動の拡大も進んだ結果、植生の回復が見られるようになってきています。昨年5月には、市長も職員の方々と参加をされたとお聞きをしました。物部川は、香美市だけでなく、香南市、南国市にも水の恵みをもたらしてくれています。物部川源流域の荒廃は、濁水や濁水を招くことの認識が広がり、流域ぐるみで取り組みに参加するようになりました。森と水をめぐって、保全、再生に向けて地域協働が進んできたこと、みんなで何とかしようという意識の広がりはいずれの限りだと三嶺の森をまもるみんなの会代表の依光良三高知大学名誉教授が言われています。しかし、もとの豊かな森に戻るのには長い時間がかかる。関心を持ち続けることが大切だとも言われています。これからも市民への啓発とともに、市長、市職員の方の積極的な参加を

お願いします。そして、三嶺の森をまもるみんなの会の設立当時のリーダー的3組織の一つである物部川21世紀の森と水の会の活動である物部川流域の水辺林整備活動についても協力をさせていただきたいと思います。2013年度より行っている活動ですが、物部川に注ぐ支流の水辺の人工林の手入れ不足のため、下層植生が発達せず、降雨が地表面を直接打ち、土壌侵食が起き、土砂が流下し、川に流れ込み、濁水となります。下層植生のある森林からの侵食土砂量は、下層植生のない森林の1割程度になるそうです。つまり、下層植生の発達が、森林の保水力を高め、水源涵養機能を高めます。人工林の手入れは、間伐が主体です。うっそうと茂り、光が差さない人工林の木をチェーンソーとのかぎりなどを使い切り倒して間引いていくと光が差し込み始めます。大体1年ぐらいで下層植生が回復を始めます。間伐をして10年目の水辺林を作業前に見学したのですが、アヤメ科のシャガが群生し、2メートルまでの多様な雑木もあり、豊かな森を形成していました。また、この下流には日ノ御子公園があり、キャンプや川遊びのできる場所です。水辺林整備活動も生物多様性と森林保全を行い、私たちの暮らしを豊かにしてくれる活動です。2014年2月に1回目の整備活動を行い、ことし2月に2回目の活動を行いました。今回の活動前に市の企画課に声かけをしたら、余り反応していただけず、建設課の方と話をしたということです。チェーンソーやのかぎりを使った木の伐採方法も学べます。市の広報にも載せるなど啓発をされるべきではないでしょうか、お聞きをします。

4 問目は、動物の愛護及び管理と有害鳥獣駆除について質問します。

物言えぬ動物たちに対する殺傷や虐待、放置などは、あってはならないことです。飼い始めたら最後まで責任を持って飼育をしていくべきです。人の命を重んじるように、動物の命も大切にしなければなりません。このことは、動物の愛護及び管理に関する法律でも定められていることです。2月の初めに動物の愛護活動をされている方が数名私のところに相談に来られました。市が貸し出ししている動物捕獲おりに入った猫をおりごと川につけて処分したと。何度もそうやって処分したと話している人がいました。そういうことは、違法ではないのでしょうか。市はそういうことを知ってて捕獲おりを貸し出ししているのですか、と言われました。その方たちは、主に野良猫の愛護活動をされていて、人が捨てるから野良猫になるので、猫の責任ではなく、これ以上かわいそうな猫がふえないように捕獲をして避妊や去勢手術をし、捕獲した場所に放しているということです。15年ほど前から活動しており、避妊は1匹1万6,000円、去勢は7,000円で、耳を少しカットして、手術していることがわかるようになっているそうです。2014年7月から県の補助制度で雌猫1頭につき1万円の補助が出るようになりましたが、それまでは全額自己負担で行ってきているということです。私たちは、猫が殺処分されないよ

うに、できるだけ努力をしているのに、その一方で、殺している人がいるというのが、それも市の捕獲おりがその手助けをしているというのが許せないのです、と訴えられました。

市で捕獲おりを貸し出しているのは、環境課と農林水産課ですが、その管理と確認はどのように行われているのでしょうか。借りたものが捕獲動物を自由に処分することが許されるのでしょうか、お聞きします。

5 問目は、原発再稼働の危険性について質問します。

最大レベル7の深刻な事故を起こしたチェルノブイリ原発は、4月26日で30年となり、福島原発は3月11日で5年となります。チェルノブイリは、4号炉を事故後すぐに分厚いコンクリートの石棺で覆いましたが、耐用年数の30年目を迎え、2009年から建設が開始された巨大ドームが2016年中に完成され、3、4号炉を覆う予定となっています。ここから280キロ離れた村も放射能汚染で廃村となりました。チェルノブイリ事故の後、ウクライナが定めた居住禁止地区は、年間5ミリシーベルト以上の場所です。しかし、福島では、20ミリシーベルト受任論で、早急に賠償を打ち切り、帰還せざるを得ない状況へと追い込もうとしています。原発を再稼働させるために、福島事故をなかったかのごとくにして、子供たちを汚染地に帰還させ、外国に原発を輸出する国策には、国民の一人として危機感を覚えます。チェルノブイリ原発隣接地のプリピャチから避難した子供は1万7,000人でしたが、その半数は30歳まで生きていません。救援団体が避難先に問い合わせでデータベースをつくり調べました。大人も50代、60代で亡くなっています。30年となる今でも、チェルノブイリ原発では、1日200人の作業員が働いています。5年目を目前にした福島原発では、1日約7,000人の作業員が働いています。1人月50万円の賃金として計算してみると、月35億円、年間420億円で、期末手当を含めると500億円になるのではないのでしょうか。また、厚生労働省が白血病労災認定基準の一つとする年間被曝線量5ミリシーベルトを超えた作業員は、2016年1月末で延べ3万2,000人余りとなりました。敷地内には、1,000基の汚染水タンクが林立し、毎日500トンの高濃度汚染水が新たに発生し、1,000トンタンクが2日で満杯になっています。原発事故後、福島県内では除染作業で出た土や草木などを入れた廃棄物も日々たまり続けており、それらは約1メートル四方のフレコンバックという黒い袋に詰められ、海岸部や田畑だった場所を中心に高く積みまれています。環境省除染チームによると、2014年9月末時点で、県内の除染が必要とされる地域には、約7万6,000カ所に約306万立方メートルの除去土砂が保管されています。これとは別に、国が管轄する除染特別地域には、約200カ所に約244万立方メートル分が保管されています。そのうち58%が仮置き場、21%が住宅の庭等、10%が学校等で保管をされています。同省は、仮置き場での

保管は3年程度で、その後は中間貯蔵施設に移すとしていますが、中間貯蔵施設の見通しはまだ暗く、昨年末時点で事故後の県内で除染が計画された41万932戸のうち、進捗数は32万3,622戸だということです。先の見えないこういう状況の中で、今も自殺をする人がいます。30年になるチェルノブイリを見ると、5年の時間で福島に帰還させていいのだろうかと思います。川内原発も再稼働の前提だった免震重要棟の建設を撤回し、経費を削減できる耐震支援棟と代替え緊急時対策所を設置するとしました。約束が履行できないのなら、稼働を中止すべきだと思います。北陸電力も志賀原発の1号機原子炉建屋直下を通る断層が活断層であると指摘され、1、2号機タービン建屋直下にある断層も活動した可能性があると言われても、活断層ではないと言い張っています。関西電力の高浜4号機は、2月20日に放射性物質を含む1次冷却水が漏れたにもかかわらず、簡単な対策で予定どおり稼働した結果、発電機が緊急停止し、制御棒が炉心に挿入されました。今回は制御棒が挿入できることはわかりましたが、ふぐあいを起こしたのですから、次は挿入されるかわかりません。安易に稼働すべきではありません。3月7日の高知新聞の記事によると、全国1,782自治体から回答を得た共同通信の首長アンケートでも、全国の知事と市区町村長の65.6%が原発のエネルギーに占める比率を引き下げるか将来的にゼロとするよう求めていることがわかったということです。高知県内は、34市町村のうち、18市町村が全廃を求め、原発ゼロの回答率は52.9%に達し、全国で最も高かったということです。市町村の命にかかわる問題ですので、最高責任者としての意識が高いということだと思われます。しかし、四電は、4月の電力小売自由化に合わせて、首都圏への進出を2月23日に正式に決め、東京電力管内、関西電力管内の家庭向け料金メニューを発表しています。それから、29日には、伊方原発3号機の再稼働、この夏の需要ピーク時に間に合わせたいと記者会見で述べました。電力使用量がピークになったときに、老朽火力発電所が故障したら、四電管内に安定供給ができないと言っていたのに、関東、関西にまで売電を計画しています。伊方原発には、使用済み核燃料を1,422体貯蔵しており、その最終的な行き先も決まっていません。原発近くには、関東地方から九州に続く大断層系中央構造線が存在しており、2000年に一度の割合で活動することが報告をされています。前回の活動から2000年を経過しているので、いつ活動してもおかしくない危険性をはらんでいます。

福島原発の現状を見ると、四電は販売拡大のために危険な原発再稼働をするのではなく、人命優先で安心・安全なエネルギー供給へと転換を図るべきだと思います。市も四電にそういう要請をするべきではないでしょうか、お聞きをします。

以上で1問目を終わります。答弁をお願いします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。長寿支援課長。

〔長寿支援課長 原 康司君登壇〕

○長寿支援課長（原 康司君） 村田議員さんから、障害者控除対象者認定書のことにつきまして御質問をいただきましたので、お答えいたします。

障害者控除の対象者につきましては、所得税法及び地方税法施行令の中で、身体障害者手帳等の交付を受けている方などのほか、身体障害者などに準ずる者として市町村長の認定を受けている方とされております。

村田議員さんから対象になる方には認定書を送付してはどうかという御質問でございますが、現在市では要介護支援認定を実施いたしまして、その結果通知書を送付する際に、障害者控除について記述いたしましたお知らせを同封し、制度の周知を図っているところでございます。認定書を郵送することにつきましては、所得の状況により申告の対象にならない方がいることや申請による交付を原則としております他の制度との均衡を図ることも考慮しなければならないと思っております。他の自治体の状況も確認させていただきながら、周知の方法など検討を加えてまいりたいと思っておりますので、御理解をお願いいたします。

また、対象者の認定基準についての御質問であります。南国市では要介護2以上の方に認定書を発行しております。他市町村の状況を確認した範囲では、要介護1から認定している市町村が多くなっております。また、判定の際に介護認定の項目にございます認知症高齢者の日常生活自立度及び障害高齢者の日常生活自立度を合わせて判断基準としている市町村が多く見られます。これは、市町村が介護認定から障害者認定を判断するに当たって、細かな基準が示されていないために、市町村間で違いが生じているところでございます。このことにつきましても、他の自治体の判断基準などをさらに調べさせていただきながら検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

○議長（西岡照夫君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 谷合成章君登壇〕

○生涯学習課長（谷合成章君） 村田議員さんの給付制奨学金に関する御質問にお答えをいたします。

奨学金につきましては、議員さんがおっしゃられましたとおり、近年在学時あるいは卒業後の返済に苦しむ人がふえていることが、社会問題としてマスコミ等でも多く取り上げられております。また、香美市の給付制奨学金についてでございますが、議員さんがおっしゃられましたとおり、新たに創設したものではなく、合併前から給付している奨学金でありまして、現在、

月額高等学校1万円、専門学校、大学等は1万3,000円を生活保護世帯及び収入が保護基準の1.5倍以下である世帯に、保護者が市内に居住していることを条件に給付しております。本市の場合、仮に月額1万円を高等学校の対象者に給付する場合、就学援助者数からの概算ではございますが、年額約3,000万円の予算規模と推察されます。教育委員会といたしましても、社会の健全な発展に貢献する人材を育成することを目的といたしまして、南国市奨学金貸与条例に基づき、高校卒業以降の方々を対象として無利子貸与を行っておりますが、議員さん御提案の給付制奨学金につきましては、本市の財政状況とともに、県あるいは国の動向を注視しながら、今後もさらなる検討を重ねていく内容であると思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 農林水産課長。

〔農林水産課長 村田 功君登壇〕

○農林水産課長（村田 功君） 村田議員の御質問、最初に水辺林の整備活動についてお答えいたします。

議員言われるように、森と川とは密接なつながりがあり、豊かな森に育まれた流れは、河川形態も水量、水質も安定し、豊かな動植物資源に恵まれています。また、水辺林は、降雨時に陸域からの土砂濁水を捕捉、河川への流入を阻止するとともに、汚濁水そのものを浄化する機能を持ち、水質維持にも寄与しております。さらに、その特異な環境から、さまざまな野生生物の生息場所となっており、水辺林は地域の生物多様性維持にも大きく貢献しております。しかしながら、現状は多くの支流は人工林の手入れ不足等で清流を育むべき豊かな森林を配しているとは言いがたい状況にあります。山が元気なら川も元気になり、その流れの注がれる海も豊かになります。御承知のとおり、人工林は基本密植により木の生育を図りますが、定期的な除間伐は健全な森林の必須条件です。近年、林材の値段は回復基調にありますが、高齢化や後継者不足により条件不利地等では計画的な間伐等の整備が進んでいないのが現状です。議員はこの水辺林整備活動に参加されたことにより、その必要性を肌で感じられたことと思います。市としましても、鹿の食害防止の支援活動とも並行して、当整備活動参加の広報にも努め、また本市職員にも理解を深めることにより、積極的な参加を呼びかけてまいりたいと思います。

次に、有害鳥獣駆除についてお答えいたします。

議員御質問の農林水産課貸し出しの捕獲おりについては、最近全国で野生化し分布を拡大しているアライグマの駆除のために国から配布された捕獲用のおりと推察します。当アライグマ

捕獲用おりは、一般の個人には貸し出しておりません。有害鳥獣の被害を受けた市民からの要請を受けて、南国猟友会がわな猟の資格を持つ猟友会員に貸与した上での捕獲おり設置、捕獲の手順となります。万一猫等の有害鳥獣捕獲の許可を受けてない動物が捕獲された場合は、速やかに解放することが義務づけられており、議員質問中の行為はあってはならないことでもあります。また、狩猟免許を持たない市民の方でも、動物の愛護及び管理に関する法律や鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に違反する捕獲や処分を行うと重い罰則があります。議員言われるように、個人で避妊費用を追加負担してまで野良猫の増加を食い止めようとしている方々にすれば耐えられない行為であると思います。今後、市広報での周知に努めるとともに、なお猟友会等狩猟者の皆さんにも重ねて広報を行ってまいります。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 環境課長。

〔環境課長 島崎 哲君登壇〕

○環境課長（島崎 哲君） 村田議員さんの御質問にお答えいたします。

環境課においては、野良犬捕獲用のおりを貸し出しております。申請者には、使用願の提出を義務づけており、野良犬の捕獲以外の用途に使用しないこと、土日は小動物管理センターが引き取りを実施していないためおりを開放しておくこと、野良犬以外の動物がおりにかかった場合には放すよう伝えた上で、また以上のことを明記した使用票、使用許可書のようなものですが、それを交付した上で貸し出しております。本年度の貸出実績は6件で、うち捕獲につながった例は1件です。捕獲された犬につきましては、小動物管理センターでの譲渡会で新しい飼い主に引き取られたと連絡を受けております。動物愛護につきましては、先ほど農林水産課長の答弁と重なりますが、動物の愛護及び管理に関する法律でみだりに殺したり傷つけてはならないとされておりまして、罰則も定められております。環境課としましても、動物への虐待を防ぎ、生命を尊重する心を養うためにも、広報による啓発活動に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（西岡照夫君） 企画課長。

〔参事兼企画課長 西山明彦君登壇〕

○参事兼企画課長（西山明彦君） 村田議員さんの原発再稼働の問題ということで御質問にお答えします。

原発再稼働の問題、そして電力供給の問題につきましては、これまでもお答えしてまいり

ましたけれども、再生可能エネルギーへの転換が理想であると考えております。しかしながら、現実的にはそれが一気に進んで直ちに転換できるという状況ではないと思っております。先日、県の新エネルギー推進課から、四国電力伊方原発3号機の再稼働について県が行っている四国電力との勉強会の説明を受けました。それによりますと、原発が停止していても、電力は足りているという御指摘がございますけれども、四国電力の電源構成は、伊方原発が3機とも稼働していた平成22年度には、原子力が約4割、火力が約5割となっていたのが、原発の全停止後は、火力が8割を超える状況となっているとのことです。そして、その火力発電所は、稼働している10機のうち6機が運転開始から40年以上経過しており、老朽化が進んでいるとのことです。運転開始から40年進んでいるということで、電力供給の安定した供給を確保するために、法令に基づいた定期検査の実施時期を特例的に繰り延べる措置を講じているというようなことです。実際に平成26年の冬、夏と冬に非常に電力消費が多くなるわけですがけれども、26年の冬には、電力需要が最も多かったのが12月17日で、その3日後の20日には2つの火力発電所が故障により停止した事例が発生したということです。20日の故障が仮に17日に起こっていたら、電力供給に支障が出ていた可能性があったということが現実にあったということです。このように、老朽化した火力発電所をフル回転して電力を確保している状況を鑑みれば、伊方原発の早期の再稼働が必要な状況であるとのことです。

なお、地球温暖化防止の観点からも、伊方発電所の停止に伴って火力発電所の稼働が増加したことによって、2010年以前に比べてCO₂の排出量が2倍程度まで上昇しているというようなことです。このようなことを総合的に鑑みましても、市民生活を支える電力を安定的に供給するためには、現時点では原発の再稼働もやむを得ないのではないかと考えております。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

○12番（村田敦子君） 丁寧に御答弁いただきましてありがとうございます。

給付制奨学金のことですが、中学校の就学援助者の数を考えたときに、高等学校では3,000万円の予算が必要となるということで、県、国の動向を注視しながら、さらなる検討をされるということですが。3月5日の高知新聞の記事に、貧困家庭の子供の支援をせずに格差を放置した場合、社会がこうむる損失の都道府県別数値を公表をしたとあり、15歳の子供の1学年で見た損失額は、東京が約4,000億円と最大だが、各都道府県の経済規模を考慮すると、沖縄が最も影響が大きく、高知が2番目に大きいと分析をしています。日本財団は、各地で子供関連の予算を充実させ、貧困対策を急ぐべきだとしているとあります。貧困の連鎖解消のた

めにも、給付制奨学金は必要だと思しますので、県、国にも給付制奨学金の創設を求めながら、市としてもできる努力をしていただきたいと思います。そして、その努力があつてこそ、子供たちは南国市が助けてくれた、南国市の子供でよかった、と南国市に対するその郷土愛が生まれてくるのだと思ひます。やはり、若い人にできるだけ南国市で仕事をし、定住をし、子育てをしてほしい。そういうことは市の子育て支援がどのくらい子供を思つてされたかということに反映がされていくと思ひますので、ぜひそのことを考えていただきたいと思います。

そして、動物の愛護のことですが、環境課長、農林水産課長から御答弁をいただきました。貸し出しから引き取りまで、きちんと管理がされているということで、今後も適正に対処し、指導を行つていくようお願いをいたしたいと思ひます。

また、有害鳥獣駆除に関しては、市猟友会の方々に御尽力をいただいているということですが、その決まり事は守つていただくように、なお重ねて猟友会のほうに指導をしていただきたいと思います。

そして、動物の愛護及び管理に関する法律の第3条に、普及啓発、第3条、国及び地方公共団体は、動物の愛護と適正な飼養に関し、前条の趣旨にのっとり、相互に連携を図りつつ、学校、地域、家庭等における教育活動、広報活動等を通じて普及啓発を図るよう努めなければならないとあります。そして、罰則として、第44条には、愛護動物をみだりに殺し、または傷つけた者は2年以下の懲役、または200万円以下の罰金に処する。愛護動物に対し、みだりに給餌もしくは給水をやめ、酷使し、またはその健康及び安全を保持することが困難な場所に拘束することにより衰弱させること、自己の飼養し、または保管する愛護動物であつて疾病にかかり、または負傷したものの適切な保護を行わないこと、排せつ物の堆積した施設または他の愛護動物の死体が放置された施設であつて己の管理するものにおいて飼養し、または保管することその他の虐待を行つた者は、100万円以下の罰金に処する。愛護動物を遺棄した者は、100万円以下の罰金に処する、と記されていますので、このことを広報に掲載し、物言えぬ動物の命を軽んじることをないように、啓発を行つていただくことを求めます。

原発は、火力発電所が老朽して12月20日に故障してとおっしゃつておりました。けれども、電力自由化とともに、東京電力、関西電力の圏内に出ていこうとしています。必ず原発再稼働が実施できるわけでもないのに、早々に電気料金表を提示するということは、原発が再稼働しなくても余力があるのではないのでしょうか。2013年12月議会で、どうしても原発再稼働を目指す四電ではない電力会社から、市の施設で使う電力の購入を提案しました。そのときには、黒潮町、田野町、芸西村が原発を行わない電気事業者エネットに切りかえ、電気料金を軽減して

いと報告をすると、総務課長が、経費削減はしなければいけないので調べてみますと答弁されました。実行をされましたでしょうか、お尋ねをします。

高知市清掃工場も、主に風力、太陽光電力を供給しているミツウロコグリーンエネルギーに売電をしていましたが、今回の新聞報道で、ロジテックに変更していることを知りました。しかし、そのロジテックには、未払い分を求めて提訴することにしたとありました。やはり、電力は安心・安全な企業に供給してもらうことが市民の命と暮らしを守ることになるのではないのでしょうか、お聞きをします。

○議長（西岡照夫君） 答弁を求めます。総務課長。

○参事兼総務課長兼選挙管理委員会事務局長（田淵博之君） 村田議員さんの2問目にお答えいたします。

2問目の質問にもありましたように、新電力が倒産といいますか、そういうことも実際あるわけですので、逆に質問の中で確かな電力会社から電力を供給することが適当であると言われましたと思いますが、それだったら南国市が買うのは四国電力から買うべきだというふうに私は思います。

以上です。

○議長（西岡照夫君） 12番村田敦子さん。

○12番（村田敦子君） 市民も四国電力の伊方原発再稼働には7割近くの方が反対をしています。安定供給といいますが、あの福島原発を見ましたときに、自分の家がありながら帰ることもできない。そして、健康被害もあらわれてきている。子供たちにも甲状腺にしこりができ、手術をしている子もいます。そういうことはテレビや新聞では報道されませんが、調べる気持ちがあれば調べてみればわかることです、現実のことですので。私は、市民に対しては、市民に安定供給とその命を軽んじない電力会社、そういうことで安心・安全な企業ということを申しました。四国電力が安定供給をしてくれるという意味で言ったのではなくて。四国電力はずっと行っていることを見ていると、人の命よりもうけのほうが大事で、そっちに向いて一生懸命頑張っているように見えます。私たち市民、できれば電力自由化になったので、個人でほかの電力会社にかえたいと言っている人も多くいます。市民にもその意向をもっと聞いて、市民の声に耳を傾けていただきたいと思います。

○議長（西岡照夫君） 村田敦子さんにお尋ねをします。

第3問をされましたか。要望ですか。

（「要望です」と呼ぶ者あり）

—————*—————

○議長（西岡照夫君） お諮りいたします。本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（西岡照夫君） 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

明10日の議事日程は、一般質問であります。開議時刻は午前10時、本日はこれにて延会いたします。

御苦労さまでした。

午後4時28分 延会